

畜産リノベ資金 と 酪肉支援資金

	大家畜・養豚特別支援資金（畜産リノベ資金） 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）		令和7年度
対策期間	令和5年度～令和9年度		令和7年度
対象者	大家畜（＝酪農・肉用牛）経営、養豚経営		酪農・肉用牛経営の担い手（65歳未満又は後継者確保）
どのような資金か	大家畜経営、養豚経営に係る借入金の償還が困難になっている資金を借り換えるための負債整理資金 〔経営改善資金〕 毎年の約定償還金のうち償還不能なものの借換（令和9年度のみ残高借換可） 〔経営継承資金〕 経営継承のための残高借換		酪農・肉用牛経営の担い手の資金繰り安定のため、酪農・肉用牛経営に係る借入金の3年分の償還額を借り換えることができる資金 ※ 負債償還に支障を来たしていても可
必要な取組	<ul style="list-style-type: none"> 目標年次（10年後）までにその年の全ての約定償還金を返済することを旨とする「経営改善計画」の作成。 支援協議会のサポートを受け、「経営改善計画」の定期見直しを行いながら、経営改善（＝計画を達成）。 		<ul style="list-style-type: none"> 資金繰りの改善等により概ね5年程度の間に経営を安定させることを旨とする「経営改善計画」の作成。 融資機関のサポートを受け、経営改善（＝計画を達成）。
貸付利率	1.80%（令和7年5月19日現在）		
償還期限	〔経営改善資金〕 大家畜：15年以内（うち据置3年以内） 養豚：7年以内（うち据置3年以内）		25年以内（うち据置5年以内）
据置期間	※ 特認による延長あり 〔経営継承資金〕 25年以内（うち据置5年以内）		
貸付日	令和7年度の場合：6月2日、9月1日、12月1日、3月2日		
債務保証	農業信用保証制度による保証保険を利用可能		
融資枠（R5～R9）	大家畜：450億円（令和6年度までの融資額 9.7億円） 養豚：50億円（〃 1.2億円）		

畜産特別支援資金融通事業（畜産特別資金融通事業）の概要

1 事業の目的

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営や資金繰りの安定を図る大家畜経営（以下「支援対象畜産経営」という。）に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

支援対象畜産経営を支援するため、主に以下の事業を実施

(1) 利子補給事業

支援対象畜産経営に対し長期・低利の借換資金（大家畜・養豚特別支援資金等の畜産特別資金）を融通した融資機関に対する利子補給

(2) 経営改善指導事業

借入者の経営継続・償還能力の向上を図るため、都道府県畜産協会や都道府県支援協議会による資金借入者への経営改善指導及び融資機関への指導・助言並びに資金借入者の経営改善状況の調査・分析等への支援

(3) 保証円滑化事業

農業信用基金協会が行う畜産特別資金に係る債務保証への支援

<大家畜・養豚特別支援資金（以下「畜産リノベ資金」という。））、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「酪肉支援資金」という。）>

① 資金の種類

ア 経営改善資金（畜産リノベ資金）

(ア) 借換対象資金の毎年の約定償還金の借換えを行うのに要する資金（一般・特認）

(イ) 貸付期間の最終年度に限り、借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金（残高借換（一般・特認））

イ 経営継承資金（畜産リノベ資金） 円滑な経営継承を図るための残高借換

ウ 酪肉支援資金 資金繰りの安定を緊急に支援するために必要な資金

② 借換対象資金

ア 畜産リノベ資金 借入希望者が借り入れた大家畜又は養豚経営に必要な資金のうち、償還が困難であるもの

イ 酪肉支援資金 借入希望者が借り入れた大家畜経営に必要な資金のうち、現対策期間中に借り入れたアの資金以外のもの

③ 貸付条件

		経営改善資金			経営継承 資金	酪肉支援 資金
		一般	特認	残高借換		
償還期限	大家畜	15年以内	25年以内		25年以内	
	養豚	7年以内	15年以内			
うち据置期間		3年以内	5年以内		5年以内	
貸付利率		1.80%				
利子補給率		1.01%				

(注) 1 特認とは借換対象資金の額が著しく多いこと等から知事が認める場合

2 貸付利率等は令和7年5月19日現在。（農業近代化資金の基準金利3.05%、日本政策金融公庫の経営体育成強化資金の貸付利率1.80%）

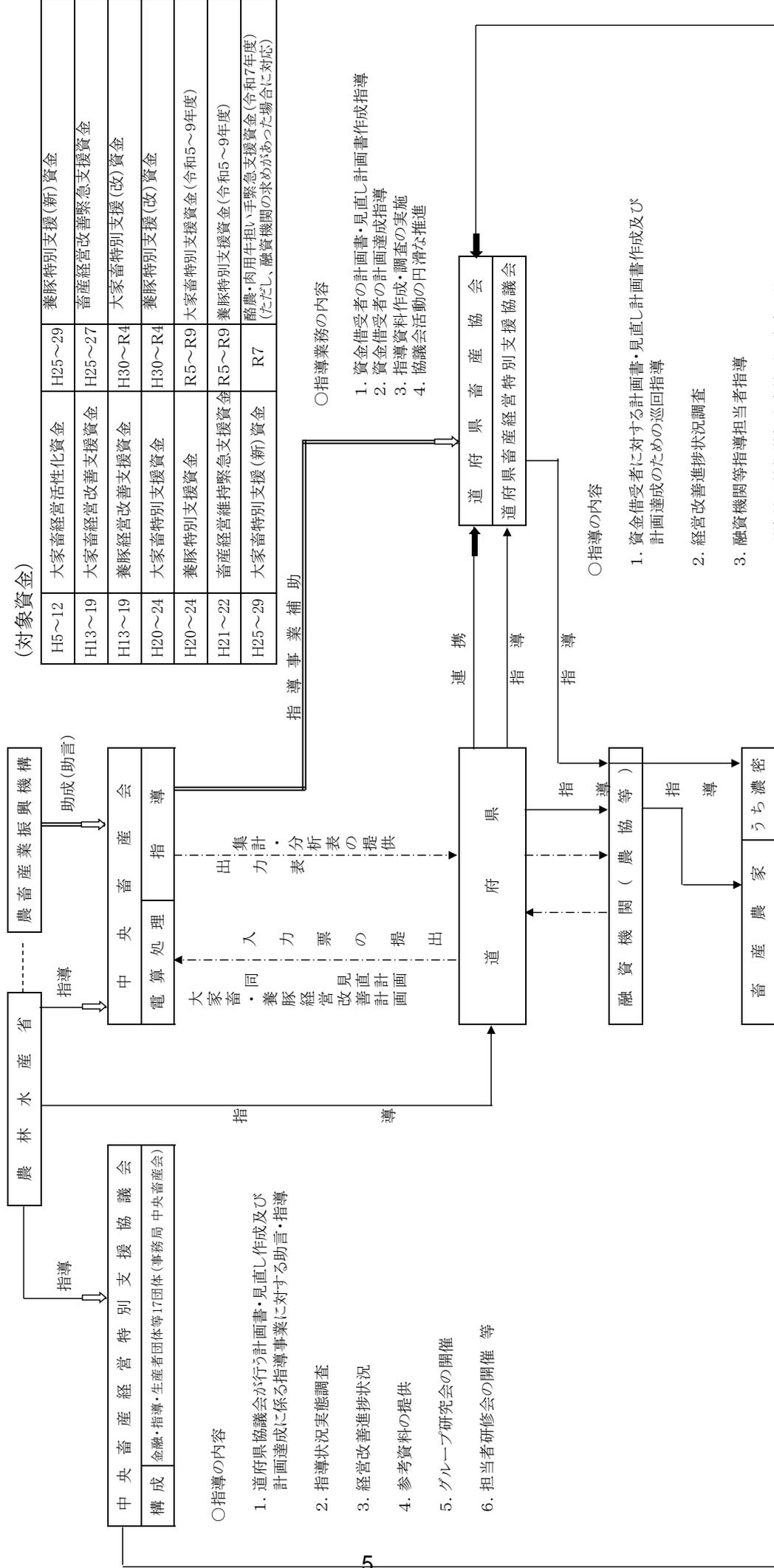
この場合、融資機関の貸付金利（3.05%）から貸付利率と利子補給率を除いた0.24%は地元負担（都道府県、市町村、融資機関等）としている。

④ 融資枠（令和5～令和9年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

⑤ 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

3 事業実施主体（公社）中央畜産会

畜産特別資金に係る指導業務フローチャート(特別支援資金以降)



「畜産特別資金」の資金別融資実績（未定稿）

資金名	対策年度	融 資 額			比率	1件当たり金額	貸付残高
		融資枠A	延件数B	金額C	C/A	C/B	
		億円	件	百万円	%	千円	百万円
第1次畜産経営特別資金	S48	178		8,081	45.4		
第2次畜産経営特別資金	48	412	33,905	26,158	63.5	772	—
第3次畜産経営特別資金	49	542	38,161	32,642	60.2	855	—
肉用牛肥育経営維持継続資金	49	350	12,953	23,753	67.9	1,834	—
肉用牛肥育経営安定特別資金	50	259	8,439	23,706	91.5	2,809	—
肉用牛生産振興資金	51	300	24,153	29,904	99.7	1,238	—
豚生産振興資金	51～52	104	10,611	5,956	57.3	561	—
畜産経営改善資金	52	1,000	32,249	86,304	86.3	2,676	—
肉用牛生産合理化資金	53	800	20,897	78,458	98.1	3,755	—
酪農経営合理化資金	54	100	5,725	9,723	97.2	1,698	—
繁殖豚資質向上等資金	54～55	100	2,070	2,975	29.8	1,437	—
酪農・養豚経営安定推進資金	55	450	14,038	40,216	89.4	2,865	—
酪農・肉用牛経営安定資金	56	450	17,272	36,499	81.1	2,113	—
酪農経営負債整理資金	56～60	612	13,495	59,696	97.5	4,424	—
肉畜経営改善資金	57	1,000	6,138	65,031	65.0	10,595	—
肉用牛経営合理化資金	60～62	500	4,216	33,103	66.2	7,852	—
養豚経営合理化資金	63	200	356	3,244	16.2	9,112	—
大家畜経営体質強化資金	63～H4	1,500	8,232	103,124	68.7	12,527	—
養豚経営安定資金	1～4	300	961	16,030	53.4	16,681	—
大家畜経営活性化資金	5～12	1,500	7,194	80,639	53.8	11,209	9
養豚経営活性化資金	5～12	300	463	11,819	39.4	25,527	—
大家畜経営改善支援資金	13～19	700	1,467	21,173	30.2	14,433	346
養豚経営改善支援資金	13～19	100	64	2,087	20.9	32,609	—
大家畜特別支援資金	20～24	400	840	14,187	35.5	16,889	3,041
養豚特別支援資金	20～24	50	22	553	11.1	25,136	29
大家畜特別支援(新)資金	25～29	450	317	6,611	14.7	20,855	3,245
養豚特別支援(新)資金	25～29	50	13	681	13.6	52,385	7
畜産経営改善緊急支援資金	25～26	500	147	7,021	14.0	47,762	2,934
畜産経営改善緊急支援資金(大家畜)	27	200	18	958	4.8	53,222	356
大家畜特別支援(改)資金	30～R4	450	152	4,626	10.3	30,434	3,446
養豚特別支援(改)資金	30～R4	50	4	134	2.7	33,500	102
畜産リノベ資金(大家畜)	5～9	450	74	967	0.9	13,068	947
畜産リノベ資金(養豚)	5～9	50	1	121	2.4	121,000	121
小 計		14,407	264,647	836,180			14,583
(参考) 畜産経営維持緊急支援資金	21～22	500	1,160	48,701	97.4	41,984	8,222
合 計		14,907	265,807	884,881			22,805

(注)・畜産リノベ資金(大家畜)及び畜産リノベ資金(養豚)は令和5年度から9年度までの貸付分である。
 ・融資額は資金ごとに単位未満四捨五入、小計・合計はその合計額である。
 ・貸付残高は、令和7年度期首残高である。

資金貸付に向けた今後のスケジュール（予定）

◎機構協議の要否 別	8月貸付		11月貸付		2月貸付	
	要の場合	否	要	否	要	否
(融資機関 → 県) 資金需要調査への回答	6月27日		7月末		10月末	
(融資機関 → 県) 計案提出～内容確認 等 ※ 保証保険を利用する場合、基金協会 との調整も並行して実施。	7月上旬		9月中下旬		12月中下旬	
(融資機関 → 県) 計画申請	ヒアリング前	7月中	ヒアリング前	10月中	ヒアリング前	1月中
(県 → 中央畜産会) ヒアリング（対面又は Web） ※ 機構協議前の意見・助言等。	7月中旬		10月上旬		1月上旬	
(県 → 機構) 計画協議・回答	8月上旬		11月上旬		2月上旬	
(県 → 借入希望者・融資機関) 計画の承認	協議回答後	8月中旬	協議回答後	11月中旬	協議回答後	2月中旬
(融資機関 → 借入希望者) 貸付実行	9月1日		12月1日		3月2日	

令和7年度畜産特別資金融通事業（畜産リノベ資金及び酪肉支援資金）の実施について (未定稿)

独立行政法人農畜産業振興機構
公益社団法人中央畜産会

I 事業の推進

1. 事業概要

畜産特別資金融通事業は、負債の償還が困難な大家畜経営（酪農経営、肉用牛経営）又は養豚経営や資金繰りの安定を図る大家畜経営に対し、長期・低利の借換資金（「大家畜・養豚特別支援資金」（以下「畜産リノベ資金」という。）及び「酪農・肉用牛担い手緊急支援資金」（以下「酪肉支援資金」という。))を融通する場合に、当該資金を貸付けた融資機関に利子補給を行うとともに、県団体が実施する指導事業及び農業信用基金協会による債務保証に対する支援を行う事業であり、畜産リノベ資金にあつては令和5年度から新たに5年間、酪肉支援資金にあつては令和7年度に措置したところである。

(1) 畜産リノベ資金は、収益性の向上に取り組む幅広い大家畜・養豚経営体に対し、経営改善計画の作成とその継続的な見直しを要件に、償還困難な既往借入資金（元本及び利息）について、次に掲げる資金を県団体等による経営指導の下、融通する資金である。

① 経営改善資金

毎年の約定償還金のうち償還困難な額の借り換えを行うのに要する資金。

最終年度（令和9年度）については、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると認められる場合には、必要な限度において既往借入資金の一括借換えが可能。

② 経営継承資金

後継者が経営を継承すると認められる経営について、必要な限度で、既往借入資金を一括して借り換えを行うのに要する資金。

(2) 酪肉支援資金は、飼料価格の高止まりや子牛価格の下落等の社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない大家畜経営の担い手の資金繰りを安定させることを目的として、3年分の償還額を長期低利資金へ借り換えを行うのに要する資金である。

2. 推進方針

(1) 畜産リノベ資金

県団体等は、畜産リノベ資金を必要とする者の経営改善を的確かつ早期に達成するため、

次に掲げる事項等を考慮し、資金借入者ごとに最も適切な経営・技術の指導等を行うものとする。

また、県団体等は、当該都道府県内の本事業が必要であると思慮される大家畜・養豚経営体の早期把握に努めるものとする。

- ① 資金借入者は生産技術等について課題を抱えていること等から、要因分析と当該課題の解決に向けた具体的方法の提示等を図ること。
- ② 資金借入者の経営が安定するまで、経営改善指導を継続すること。
- ③ 借入者が自律的な経営管理ができるようにするため、借入者自らが収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の作成、当該財務諸表の確認による財務状況の把握）できるよう指導すること。

（２）酪肉支援資金

融資機関は、資金貸付後、借入者の担い手経営改善計画の達成が早期に実現するよう努める必要がある。このため、当該計画の進捗状況を確認し、必要に応じて借入者に対し計画達成に必要な指導を行うものとする。

一方、県団体等は、融資機関が必要に応じて借入者に対して行う指導に際し、融資機関からの求めに応じて助言等必要な対応を行うものとする。

また、県団体等は、当該都道府県内の酪肉支援資金が必要であると思慮される大家畜経営体の早期把握に努めるものとする。

II 畜産リノベ資金における事業推進に当たっての留意事項

1. 資金借入希望者の要件等

（１）借入希望者要件として、最近、見直された事項は次のとおりである。

① 借入者による収支管理の実施

令和２年度以降の貸付けについては、新たに、資金借入後の収支管理の実施が借入希望者の要件として加わったので留意すること。本事業における「収支管理」とは、会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）又はそれと同等の書類の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握とし、償還終了まで当該財務諸表等を融資機関に提出することが必要となる。

② 配合飼料価格安定制度への継続加入

配合飼料価格安定制度に加入していた経営は継続して加入することが借入希望者の要件となっており、経営改善計画に配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を添付して融資機関に提出する必要がある。

（２）営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等の取扱い

貸越勘定等は、融資機関（農協）において、固定化しないよう適正に管理・運営することが肝要である。また、固定化した場合は、長期資金化を図ることとし、もって長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要である。（複数年間の固定化部分を長期資金化せずに放置し、畜産リノベ資金による借換えを行うために資金化するのは、適切な資金

制度利用とはいいい難い。)

(3) 事業継承後の取扱い

後継者への経営の継承等により、税制上の畜産経営者が変更となった場合には、必ず融資機関に届け出て、債務者の追加・変更を行うこととし、農業信用基金協会及び中央畜産会に変更の届け出を行うものとする。届け出を失念した場合には、代位弁済の諾否に影響を及ぼす可能性があることから注意されたい。

(4) 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンスの導入

都道府県知事等は、借入希望者が養豚経営である場合の令和4年度以降の経営改善計画に係る承認のための審査に当たっては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行うものとする。

(5) 経営継承資金について

- ① 経営継承資金は、多額の負債を抱え、その償還が困難となっている経営において、このことが要因となって後継者の経営継続意欲が減退していることに鑑み、償還困難な既借入金について必要な範囲内で一括して借り換えるものであり、後継者によって当該経営の継続が図られることを要件としている。
- ② 後継者が経営を継承したことの具体的な判断基準として、現経営主と後継者の双方において、当該後継者が今後経営の主たる従事者となることの取決書を徴するとともに、このことについて融資機関が確認することとしているが、その確認の方法については、「大家畜（養豚）経営活性化資金の運営について」（平成5年12月6日付け畜産経営課長通知）によるものを準用するものとする。
- ③ 県団体等は、経営継承資金の借入者名義については、現経営主と後継者の連帯債務とするよう指導するものとする。
- ④ 法人経営は除くものの一戸法人は、実質的に家族経営と変わらないことから対象である。

2. 畜産リノベ資金の経営改善資金における残高一括借換

経営改善資金の残高一括借換については、本資金の貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、経営改善指導による改善効果が十分得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると都道府県知事等が認める場合には、必要な限度において借換対象資金の残高一括借換を行うことが可能である。

しかしながら、経営改善指導による改善効果が十分に発揮されておらず、経営改善計画の達成が確実に見込み難い場合には、引き続き、約定償還金の借換（ローリング貸付）を継続し、経営体の経営改善のための意識改革を継続的に促すものとする。

3. 経営改善計画等

(1) 経営改善計画の見直し

資金借入者は、経営改善計画の作成年度の翌年から据置期間終了後5年間（都道府県知事等が認めた場合にあっては1年から25年以内で変更可）にわたり、毎年度、経営改善

計画を見直す必要がある。

従って、前年度に資金を借り入れた者は、当年度に経営改善計画等を見直すこととなるため、県団体等は当該見直し計画に基づき、資金借入者に対する指導を行うこと。

なお、見直し期間の終了には、借入者による収支管理が実施されていること、すべての農業負債の約定償還ができていないこと又は約定償還が見込まれることが要件となっていることに留意が必要。

また、経営改善計画の達成が困難となったと認められる場合には、都道府県知事等が経営改善計画の承認の取消しを行うこととされていることから、県団体等は見直し期間終了後も、約定償還が滞っている等経営改善計画の達成が危ぶまれる場合には、都道府県知事等と協議の上、引き続き計画の見直しと資金借入者に対する指導を行うものとする。

(2) 見直し計画作成に当たっての留意点

前年度の経営改善計画と比較し、問題点等を踏まえ見直し計画を作成することが重要である。なお、県団体等は、指導の継続性、関係者における情報共有のためにも経営改善計画等の達成に向けてどのような助言、指導を行ったかについて記録する必要がある。

4. 融資機関支援計画

融資機関支援計画は、融資機関が資金借入者の経営改善を早期に実現することを目的として、関係者と協議し作成するものであるが、経営改善計画と同様、同計画の見直し期間中、毎年度見直しを行い、承認を受ける必要がある。

なお、融資機関は、経営改善計画に当該計画の妥当性及び償還可能性、借入者の経営改善のための指導等に係る効果に関する意見を付して、融資機関支援計画と併せて都道府県知事等に提出する。

5. 審査基準の作成及び活用

(1) 都道府県の審査委員会は、「畜産特別資金計画書審査基準作成マニュアル」（平成18年6月社団法人中央畜産会）を参考に各都道府県の実情にあった審査基準を設けることとしている。

(2) 都道府県知事等は、審査基準に基づいて資金借入希望者の審査を行うとともに、事業計画書に係る機構理事長への協議の際には、経営改善計画に当該審査基準を添付して提出するものとする。

なお、審査基準は、都道府県の実情の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとする。

6. 経営改善指導の強化

(1) 都道府県及び県団体等は、経営改善指導における課題と、それぞれの関係者の果たすべき役割を整理した「畜産特別資金借入者の指導のあり方と方策」（平成25年10月改訂）を参考にして、実効性のある指導体制を構築し、それぞれの経営における課題の発生要因

を分析して指導に取り組み、着実に資金借入者の経営改善を図るものとする。

なお、経営改善を伴わない単なる長期・低利資金の融通による借換えは、問題の先送りではないことを借入希望者のみならず、都道府県や県団体等も認識する必要がある。

(2) 資金借入者の経営実態を把握し、経営改善指導の参考資料とするため、中央畜産会は、各経営改善計画の内容について電算処理を行い、分析・整理したデータを都道府県にフィードバックすることとしている。都道府県は、中央畜産会が定める期日までに電算入力表を中央畜産会に提出するものとする。

(3) 県団体等は、資金借入者のうち特に必要性が高いものを濃密指導対象者として選定。経営技術や収支に係る重要項目を月次モニタリングの手法により、定期的に把握し、迅速かつ的確な改善指導方策を講じるものとする。

また、中央畜産会は、都道府県段階における経営改善指導事業に係る実施体制の強化を図るため、畜産リノベ資金に係る経営改善指導スキルの高い経験者・有識者を確保し、都道府県等からの要請に応じて派遣するなど経営改善指導体制の底上げを図るものとする。

7. 実績点検

融資機関は、濃密指導対象者以外の資金借入者についてもその経営改善計画の達成度を把握し、問題点の早期把握と改善対応に役立てるため、年に2回の実績点検（濃密指導対象者を含む）を実施するものとする。

なお、融資機関は、実績点検結果や日常的に把握する生産技術データや資金借入者の収支状況等を活用し、経営改善に遅れが見られるときは、問題点を明らかにし、具体的な対策を検討するものとする。さらに、点検表によって指導効果の確認等を行い、資金借入者へ助言を行うものとする。

8. 貸付利率及び利子補給率等

機構は、貸付利率、利子補給率等について、農業近代化資金の基準金利、日本政策金融公庫の経営体育成強化資金の貸付利率等を基準として設定している。

経営改善計画の作成等の際には、貸付時の金利が未定であるため、県団体等は、直近の金利を参考として経営改善計画の作成指導が必要である。

都道府県は、上乘せ利子補給等の自助努力分について、融資機関等地元関係機関と連携し、都道府県内の負担調整を行われたい。

(参考) 畜産リノベ資金の基準金利等

(令和7年度3月現在)

	基準金利	自助努力	利子補給率	貸付利率
一般	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内
特認	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内
経営継承	2.95%	0.24%以上	1.01%以内	1.70%以内

Ⅲ 資金貸付に係る今後のスケジュール（予定）

	（5月貸付分）	（8月貸付分）	（11月貸付分）	（2月貸付分）
1. 都道府県事業計画等のヒアリング	5月上旬	7月上中旬	10月上中旬	1月上中旬
2. 都道府県事業計画の機構理事長協議・回答	5月中旬	8月上中旬	11月上中旬	2月上中旬
3. 各経営改善計画の承認	2の回答後	2の回答後	2の回答後	2の回答後
4. 貸付実行	6月2日	9月1日	12月1日	3月2日

※ヒアリングは、対面またはWEBにより実施。

Ⅳ 債務保証に対する支援

畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の円滑な融通が行われるよう、中央畜産会は、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき設立された農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該資金に係る保証債務の弁済に伴う損失の一部を補てんするための「保証円滑化交付金」の交付を行う。

1. 基金協会は、融資機関に対して当該資金に係る保証債務を弁済しようとする場合には、事業実施要領に定める別紙様式第37号-3「畜産特別資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書」又は第37号-11「酪農・肉用牛担い手緊急支援資金保証円滑化事業に係る代位弁済等申請書」を作成し、あらかじめ都道府県知事と協議の上、中央畜産会会長の承認を受けるものとする。
2. 中央畜産会は、基金協会が融資機関に対し当該資金に係る保証債務の弁済をした場合には、当該弁済額（当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金からの保険金受領額又はその予定額を除く。）に事業実施要綱に定める補助率を乗じて得た額を限度として、保証円滑化交付金を交付するものとする。

令和7年4月18日

畜産特別資金融通事業に係る一問一答集 (未定稿)

独立行政法人農畜産業振興機構
公益社団法人中央畜産会

I 事業体系

(問1) 今般(令和6年度)の改正内容を教えてください。また、通称が設けられても、畜産特別資金融通事業の名称は変わらないのですか。

(答)

- 今般(令和6年度)の改正により、大家畜・養豚特別支援資金(以下「畜産リノベ資金」という。)に通称が設定されるとともに、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金(以下「酪肉支援資金」という。)が新たに措置されました。
- このため、本事業で現在新規貸付を行っている資金は、
 - 畜産リノベ資金
 - 酪肉支援資金の2資金となります。
- 通称の設定により、関係機関の指導による計画の継続的な見直しと借換をセットにして経営改善を図る資金を「畜産リノベ資金」と呼ぶことになりましたが、機構が畜産産業振興事業として措置する畜産農家向けの長期・低利の借換資金の総称として、「畜産特別資金」の名称は残ります。

(参考) 通称設定等に伴う各名称の整理

	貸付年度	旧名称	新名称	概要
	—	畜産特別資金	畜産特別資金	要綱別表1に定める畜産農家向けの長期・低利借換資金の総称
	R5～	大家畜・養豚特別支援資金	畜産リノベ資金	継続的な経営改善指導・計画見直しと借換により経営改善を図る資金(要綱別表1の17)
	R5～ + ～R4	—	畜産リノベ資金等	上記目的をもつ資金の一群(要綱別表1の1から17) (例: 畜産リノベ資金+過去に措置した大家畜・養豚特別支援資金)
	R7	—	酪肉支援資金	要綱別表1の18に定める外的要因により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない担い手の資金繰りの安定を図る資金

(問2) 過去に措置した大家畜・養豚特別支援資金の名称も変更されるのですか。

(答)

- 1 今般の改正は名称変更ではなく、通称の設定ですので、過去に措置した資金の名称に変更はありません。
- 2 一方、これまでに措置した資金の一群を、これまで単に「畜産特別資金」と総称していましたが、今後は「畜産リノベ資金等」と呼ぶこととなりますので、ご承知おきください。

II 大家畜・養豚特別支援資金（畜産リノベ資金）

1 総論

(問1) 畜産リノベ資金とはどのような資金ですか。

(答)

畜産リノベ資金は、酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営（以下「大家畜・養豚経営」という。）に係る借入金の償還が困難となっている資金を長期・低利資金へ借り換える負債整理資金です。

毎年計画を見直すことを前提として、

- (1) 毎年の約定償還額（元金＋利息）のうち償還不能なものを借り換える「経営改善資金」
 - (2) 親等から後継者が経営を継承すると認められる大家畜・養豚経営に対して経営の安定に必要な範囲で既借入金を一括して借り換えるのに必要な資金を融通する「経営継承資金」
- の2資金で構成されています。

(問2) 畜産リノベ資金の通称を設けた理由を教えてください。

(答)

- 1 本資金は、毎年の償還不足額の借換と地域の関係機関による指導により、経営改善計画を継続的に見直すことを通じて、収益性の向上に取り組む畜産経営体を支援することを目的とした制度資金です。
- 2 従来のイメージを一新し、より早期に、幅広い畜産経営体に積極的な活用を検討いただくため、「畜産リノベ資金」の通称を新たに設定しました。具体的には、既往債務に負担を感じ、償還猶予等の条件変更を検討する頃から活用いただくことを想定しています。

(問3) 通称の設定に伴い、事業内容に変更はありますか。

(答)

基本的な事業の内容は変わりません。資金の利便性を高めるため、これまで年2回（5月末及び11月末）であった貸付予定日を令和7年度は年4回（5月末、8月末、11月末及び翌2月末）に増やしました。

(問4) 畜産リノベ資金の留意点について教えてください。

(答)

畜産リノベ資金は従来の畜産特別資金と同様、営農負債を長期・低利の資金に借り換えることにより経営再建を図る対策として措置されています。その留意点は以下のとおりです。

- (1) 借入時の経営改善計画の承認は、都道府県知事（又は審査委員会を構成する団体であって知事が指定する団体の長も可）が行うものとし、当該承認に当たっては（独）農畜産業振興機構理事長への協議が必要。
- (2) 大家畜・養豚経営における毎年の借入金の償還額の一層の軽減を図るため、経営改善資金のうち特認及び残高一括借換に係る償還期限及び据置期間については、経営継承資金と同等の措置。
- (3) 本資金借入後は、経営改善計画の早期達成のため、融資機関や関係者が融資機関支援計画に沿って経営改善指導や支援を行うものとし、当該経営改善指導の更なる強化を図るため、県団体（畜産協会等）が間接補助事業実施主体として指導事業を実施する場合に県団体への支援を実施。
- (4) 令和7年度の資金の貸付実行日は年4回（5月末、8月末、11月末及び翌2月末）としている。なお、畜産情勢等を勘案し、必要に応じて別に理事長が定めることができることとしている。

(問5) 畜産リノベ資金において、「経営改善資金」を借り入れた後に「経営継承資金」を借り入れることは可能ですか。
また、「経営継承資金」を借り入れた後に「経営改善資金」を借り入れることについてはどうですか。

(答)

- 1 「経営改善資金」を借り入れている経営が「経営継承資金」の借入希望者の要件を満たすこととなった場合には、「経営継承資金」を借り入れることは可能です。
- 2 一方、「経営継承資金」を借り入れている経営において、経営主の病気、事故、天災等やむを得ない理由により当初計画を上回って償還困難な額が生じ、これを対策しなければ計画達成が困難と認められる場合には、必要最小限の額に限り「経営改善資金」により借り換えることが可能ですが、借換えに当たっては、計画内容の十分な検討を行って下さい。（再度、経営継承資金を借り入れることはできません。）

(問6) 畜産リノベ資金を畜産リノベ資金で借り換えることは可能ですか。

(答)

同じ事業実施期間の畜産リノベ資金を再度畜産リノベ資金で借り換えることは原則できませんが、以前の事業実施期間で措置した畜産特別資金等について、畜産リノベ資金で借り換えることが可能です。

(問7) 令和2年4月1日施行の要綱改正では、畜産特別資金融通事業について主にどのような見直しを行ったのですか。

(答)

- 1 令和2年度以降の新規貸付から、借入希望者の要件として本資金借入後の収支管理の実施を求め、融資機関に対しては、融資機関の行うべき経営指導として借入者に対する収支管理指導を明確化しました。
- 2 借入者又は融資機関が1の要件を満たしていないことが確認された場合、都道府県知事等は、経営改善計画又は融資機関支援計画の承認を取消すことができるよう改正するとともに、融資機関が当該要件を満たしていると確認できない場合には、畜産特別資金保証円滑化事業において、事業実施主体が代位弁済等承認申請を承認しないよう改正しました。
- 3 そのほか、令和2年度以降の貸付に係る経営改善計画の見直し期間について、据置期間終了後5年間（令和元年度までは貸付後5年間）とし、借入者の経営状況に応じて当該見直し期間を変更できるようにもしました。

※令和2年度見直し関係に係る一問一答は「11 令和2年度見直し関係」（P. 15～）を参照

2 貸付対象者

(問8) 借入希望者の要件である「借入希望年度を含む直近の年度に約定償還金の一部の返済が可能であること」は、何のために設けているのですか。

(答)

- 1 この要件は、再建の見通しのないものを貸付対象者から除外するための規定です。ただし、病気、事故、天災等やむを得ない事情又は経営改善のための規模拡大等による一時的なものであると判断された場合、この限りではありません。
- 2 これまでも過去の経営状況により判断いただいておりますが、大家畜・養豚経営の直近数年間の経営状況を分析した上で判断することが重要となりますのでご注意ください。

(問9) 借入希望者の要件である飼養頭数の規模について、複数の経営（例えば酪農と乳用種肥育経営）を行っている場合は、どのように考えれば良いのですか。

(答)

- 1 借入希望者の要件である飼養頭数の規模については、その換算率は別添の別表1～4によります。
- 2 複数の経営を同時に行っている場合の貸付対象の判断となる飼養頭数は、主たる経営の頭数を別表1～4の換算率により加算した頭数とし、この頭数がおおむね実施要領に定められた、主たる経営の飼養頭数規模以上の場合、対象となります。

(問10) 借入希望者の要件である飼養頭数の規模について、預託を受けて飼養する頭数を飼養頭数に含めることは可能ですか。

(答)

- 1 当該算定に係る牛又は豚飼養に係る経営リスクが借入者に帰属する形態の預託に限って、飼養頭数に加えて構いません。本事業において「経営リスクが借入者に帰属する」とは、畜産経営において想定される主なリスクのうち、①素畜費や飼料代などの生産コストの変動リスク、②家畜販売収入の変動リスク、③飼養期間中の疾病・事故等による家畜損耗リスクの3つのリスクすべてが借入者に帰属すること、すなわち、当該牛又は豚の販売・処分時の損益が借入者に帰属するものをいいます。
- 2 したがって、例えば、企業等から牛又は豚を預かって、一日当たり又は一頭当たりの定額の預託料が支払われて飼養するものについては、当該牛又は豚の最終的な損益が借入者に帰属しないので、飼養頭数に加えることはできません。
- 3 一方、農協等が素畜購入に係る代金を立て替えて、農家に当該牛又は豚を預託し、販売時に素畜購入代金を精算するいわゆる「預託事業」の牛又は豚については、当該牛又は豚に係る3つのリスク及び最終的な損益のいずれも借入者に帰属することから、飼養頭数に加えることが可能です。

(問11) 借入時には借入希望者の要件を満たしていたが、借入後に預託経営に転換した場合、利子補給はどうなりますか。

(答)

飼養頭数規模の算定に含めることができない預託経営に転換し、借入希望者の要件のうち飼養頭数規模の要件を満たさなくなった場合、借入者が飼養頭数の要件に適合する飼養頭数規模に戻す意思がないと認められた時点で経営改善計画の承認を取り消し、利子補給を停止することとなります。このような事例を把握した場合には、(公社)中央畜産会又は(独)農畜産業振興機構に速やかにご相談ください。

(問12) 経営継承資金の要件である「現に大家畜・養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、経営継承資金の貸付年度以降において当該大家畜・養豚経営の主たる従事者となることが認められること」とはどのように確認すればよいですか。

(答)

- 1 後継者が当該経営の主たる従事者となることについて、後継者と現経営主の両者が了承することを証した書面によって確認します。書面の内容等については、特に示していないものの、前資金の時に使用していた確認書に準じて作成願います(不明な場合は(公社)中央畜産会までお知らせください)。
- 2 なお、本資金の対策年度以前に、「税制上の経営主の変更」を行っている場合については、既に後継者によって経営が継承されていることから本資金の対象となりません。

(問 1 3) 貸付対象者が、貸付対象部門と関連のある事業、例えば食肉販売業、飼料販売業等を営んでいる場合、どのように対処すべきですか。

(答)

このような場合、貸付対象者の当該大家畜・養豚経営は、関連事業部門と密接な関わりを有していることから、要綱で定められている計画書の様式だけでは資金貸付の必要性等について十分な審査を行うことが困難である場合もあるので、関連のある事業の決算書等の提出を求めるなど、次の点に留意することが重要です。

- (1) 同一法人で複数事業（例えば小売部門）を営んでいる場合は、生産部門（例えば肥育部門）から小売部門への振替額（生産部門では販売価格、小売部門では仕入れ価格となる）が把握できる資料等の提出を求め、十分な審査を行うこと。
- (2) 別法人で複数事業を営んでいる場合は、生産部門以外の関連事業の決算書の提出を求め、生産物の販売価格等について十分な審査を行うこと。
- (3) 借換対象資金の中に、生産部門以外で生じた負債が含まれていないかどうかを確認するため、過去の決算書や当該負債に係る金銭消費貸借証書の提出を求めるなどし、十分な審査を行い、明らかにならない場合は当該負債を含めないこと。

(問 1 4) 後継者が農業経営・技術等を習得するための学校等（以下「学校等」という。）に就学している場合、経営継承資金の貸付対象とすることは可能ですか。

(答)

- 1 経営継承資金について、「現に大家畜・養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該大家畜・養豚経営の主たる従事者となることが認められること」とされており、学校等に就学している後継者は、現に大家畜・養豚経営に従事しているとはいえないので貸付対象者とはなりません。
- 2 この場合、後継者が学校等を卒業して大家畜・養豚経営に従事するまでの間、改善支援資金の借入を行い、後継者が卒業した後、経営継承資金の借入を行うこと等により対応が可能です。

(問 1 5) 畜産リノベ資金の借入れにあたって、配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化しているのはなぜですか。

(答)

- 1 配合飼料価格安定制度は基金制度となっており、生産者と飼料メーカーの積み立てによる通常補填基金と、国と飼料メーカーが造成する異常補填基金から補填が行われています。
- 2 本制度の下で、令和2年度の第4四半期から令和5年度の第3四半期まで12期連続で生産者への補填が発動しており、令和6年度には通常補填の財源が不足する事態となったことで、不足する補填原資を金融機関から借入れし、補填せざるを得ない状況となりました。

- 3 今後は、生産者等による通常補填基金への積立金を原資に金融機関へ借入金の返済を行っていく必要があり、この返済を確実に履行し、制度の安定的な運営を確保するため、制度の補填の恩恵を受けた生産者（借入金を財源とする補填により飼料価格上昇緩和の恩恵を受けた生産者）の継続的な加入を確保する措置を講じる必要があります。
- 4 このため、畜産特別資金を始め、畜産関係事業に参加する際の条件として、生産者の配合飼料価格安定制度への継続加入を要件化することとしています。

3 貸付条件

（問16）畜産リノベ資金の貸付回数とスケジュールについて教えてください。

（答）

令和7年度の畜産リノベ資金の貸付は、原則として5月末、8月末、11月末及び翌2月末としています。貸付に当たっては、事前ヒアリング及び機構理事長協議に間に合うように、各都道府県で計画の審査を行う必要があります。

※融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とします。

（問17）畜産リノベ資金の事前ヒアリングを実施する目的を教えてください。

（答）

事前ヒアリングについては、実施要綱上に規定されている手続きではありませんが、機構協議及び都道府県知事等における経営改善計画等の承認に先立ち、各都道府県における審査のプロセスにおいて、関係機関において情報共有し、必要に応じ、参考となる意見や助言等を行うことを目的として従前より実施しているものです。

引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

（問18）畜産リノベ資金の借換対象資金は何ですか。

（答）

1 畜産リノベ資金は、大家畜・養豚経営に必要な資金を借り入れたために生じた負債の借換えのための資金です。当該資金の借換対象資金としては、

- （1）農協系統一資金
- （2）農業近代化資金、（株）日本政策金融公庫資金等の制度資金
- （3）一般金融機関資金
- （4）その他借換えの実施により経営改善及び安定が図られると認められる資金となります。

2 なお、次のような負債等の借換えは対象となりません。

- （1）生活及び大家畜・養豚経営に係る事業外で必要なものとして借り入れた負債
- （2）（独）森林総合研究所又は土地改良事業の負担金その他借入金以外の負債
- （3）営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等に係る負債

(問19) 畜産リノベ資金には貸付限度額が設定されていますか。

(答)

本資金の貸付限度額は定めていません。貸付額は、個々の大家畜・養豚経営の経営改善計画の内容に応じて判断して下さい。

(問20) 限度額の関係で、経営主(夫)とその妻がそれぞれの名義で借り受けている営農負債について、経営主(夫)が一括して畜産リノベ資金で借り換えることは可能ですか。

(答)

- 1 農業近代化資金等については、家族経営協定を締結しており、①経営のうち一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを条件に、経営主以外の農業者を貸付対象としています。
- 2 しかしながら、畜産リノベ資金については、「貸付対象者が借り入れた大家畜経営に必要な資金のうち、償還が困難であるもの」とされているので、妻名義の営農負債について、経営主(夫)が一括して借り換えることはできないと考えています。
- 3 この場合、妻名義の営農負債について経営主(夫)が、妻が行っていた部門経営と一括して債務引受を行うこと等により、経営主(夫)の営農負債にすることにより、畜産リノベ資金での対応が可能です。

(問21) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等は、借換対象となりますか。

(答)

- 1 営農勘定等の素畜費、飼料費は、肥育牛等を販売する時点で清算可能なため、本資金の借換対象になりません。しかしながら、営農勘定等に素畜費が累積し、肥育牛等の棚卸評価額を上回り固定化している経営も見られるところです。
- 2 本来であれば、融資機関(農協)において、貸越勘定等の固定化部分の解消を図るため、長期資金化を図ることとし、もって長期的な観点から経営改善を促すことが基本的に必要と考えます。
- 3 ただし、緊急的な改善が必要などやむを得ない場合、固定化した部分として、営農勘定、買掛未払金等から、家畜、飼料等の棚卸評価額を差し引いた額を証書に書き替える等借入金とした場合には、借換対象とします。(このような貸付予定案件を把握した場合には、(公社)中央畜産会や(独)農畜産業振興機構に速やかにご相談ください。)

(問22) 固定化した部分として営農勘定、買掛未払金等を証書に書き替える時、家畜、飼料の棚卸評価額を差し引くこととなっていますが、この評価額の基準はどのように考えるのですか。

(答)

- 1 棚卸評価額の算出方法には、原価法、時価法等があり、いずれの方法を用いてもかまいませんが、期首と期末の評価方法を同一にする必要があります。
- 2 また、証書に書き替える買掛未払金等はその種類（家畜、飼料等）ごとに算出してください。ただし、営農勘定で資金使途が明確にならない場合には、棚卸評価額全額を差し引くこととします。

(問23) 実施要綱別添1の第2の2の(9)のイの(ア)に規定する知事特認の要件であるbについて、「遊休資産の処分等」とは、具体的にどのようなことなのか教えてください。

(答)

- 1 畜産リノベ資金は、必要額の借換えと併せて経営に対する指導を実施する資金ですが、本資金借入希望者においては、過大な設備投資や既に使用されていない資産を有している場合が多く見られます。
- 2 このため、資産（遊休資産）の圧縮により償還財源を捻出し、経営改善に努めることを明文化しているものです。

(問24) 据置期間を設ける場合の考え方はどのようなものですか。

(答)

- 1 投資関連資金の場合には、事業効果が発現するまでの間は、償還財源の確保が難しいことから、一定の据置期間を設定しているところです。
- 2 一方、負債整理資金の場合、経営改善効果が発現するまでに一定の期間を要するものの、据置期間中は残高が減少しないことに加え、据置期間の分だけ元本の償還期間が短縮し、元本償還時の償還負担が増加することとなります。
- 3 経営改善資金は3年以内（特認は5年以内）、経営継承資金は5年以内の据置期間を償還期間の内数として設定することが可能となっていますが、据置期間は必要最小限の年数とし、早期に元本の償還を開始するよう、計画作成時に指導して下さい。

(問25) 新規投資の取扱いはどのようにしたらよいのですか。

(答)

- 1 畜産リノベ資金においては、経営改善計画書に記載されていない新規投資がその後の当該計画の達成の支障となることが想定されることから、現有施設の收容能力を超えた規模拡大、飼養管理方式の改善等に係る新規投資については、経営状況を勘案し慎重に判断する必要があると考えます。

- 2 なお、新規投資については、真にやむを得ない場合を除き、その妥当性や経営改善効果等について、審査委員会が審査し、承認して下さい。
- 3 また、経営改善計画見直し期間が終了した後においても、その後の計画達成に影響が生じる新規投資が見込まれる場合には、審査委員会で妥当性等を協議してください。

4 経営改善計画

(問26) 経営改善計画の各年の計画期間は、どのように設定したらよいのでしょうか。

(答)

経営改善計画は、原則として、1月～12月の計画期間としますが、当該借入者の決算時期等に合わせて都合のよい期間で設定して差しつかえありません。ただし、特別の事情（農協の営農年度の変更等）がない限り、当初設定した計画期間は変更しないようにして下さい。

(問27) 「経営収支計画」における経営費は、いつの時点を計上したらよいのでしょうか。

(答)

経営改善計画書の「経営収支計画」は、償還財源を算出するための現金収支を算出するものです。このため、当該年の現金決済及び当該年以前の買掛未払金等の清算すべき額をすべて記入する必要があります。したがって、経営費の決済が2か年以上にわたる場合は、当該年に支払うべき現金部分について計上して下さい。

(問28) 経営改善計画書を見直す際、経営の悪化により経営収支計画の償還財源の実績が計画より少なくなり、負債整理計画の実質過不足がマイナスとなる場合はどのようにしたらよいのでしょうか。

(答)

- 1 経営改善計画は、見直し期間中、毎年度作成しますので、不測の事態等により経営収支計画が達成できず負債整理計画の実質過不足がマイナスとなる場合であっても、当該計画見直しにより、翌年に調整されることとなります。
- 2 具体的には、当該年の実績過不足のマイナス分を翌年の前期繰越欄に繰り越します。翌年の償還財源が繰越分だけ減少するので、対策額が増加し、間接的に対策されることとなります。
- 3 ただし、借換え額は、当該年の大家畜・養豚経営に係る借入金の約定償還額の範囲となります。

(問29) 畜産リノベ資金について、経営改善計画及び支援計画の見直しを行った場合の機構理事長協議は要しないと規定されていますが、貸付金額等の機構理事長協議はどのようにすればよいのですか。

(答)

- 1 経営改善計画及び支援計画は資金貸付後5年間(令和2年度以降に貸し付ける資金にあっては、基本的には貸付の翌年から据置期間終了後5年が経過する年まで)にわたり見直しを行うこととしており、令和2年4月1日施行による改正前の実施要綱の別添1の第2の2の(11)のオの規定(現実施要綱では別添1の第2の3の(1)のク)に基づき、審査委員会を開催して承認する必要がありますが、同項ただし書きにより、見直しに係る機構理事長への協議は要しないこととされています。
- 2 よって、貸付金額等の機構理事長への協議については、新規貸付がある場合にのみ協議を要することになります。

5 融資機関支援計画

(問30) 融資機関は支援計画を提出する際、大家畜・養豚経営が作成した経営改善計画の妥当性や償還の可能性について意見を付すこととしているが、そのポイントは何ですか。

(答)

- 1 融資機関が支援計画及び経営改善計画を都道府県知事等に提出する際、経営改善計画について意見を付することを求めています。
- 2 これは、融資機関が借入を希望する大家畜・養豚経営における負債の発生要因の分析を行った上で、経営改善のための今後の指導体制を強化、推進することにより、経営の再建が図られると判断した根拠等を示してもらうためのものです

(問31) 融資機関が銀行、信用金庫及び信用組合の場合、融資機関支援計画はどう作成するのですか。

(答)

融資機関は、支援計画において償還条件の緩和等の措置内容(令和2年度以降に貸し付ける資金にあっては収支管理に係る指導を含むものとする。)を記載するとともに、飼料会社、食肉販売業者等の関係機関と協議し、また、畜産協会等支援機関との連携の下、大家畜・養豚経営の改善のための指導方法等について記載して下さい。

6 審査基準

(問32) 都道府県が定めた審査基準は適宜見直す必要がありますか。

(答)

畜産リノベ資金は、他の制度資金と比較して保険事故率が高いことから、都道府県の実情にあった審査基準の作成を義務づけているところです。畜産経営を取り巻く環境は、年々厳しさを増していることから、審査基準についても必要に応じて見直しを図り、適切な経営指導に役立てて下さい。

7 経営改善指導の強化

(問33) 平成25年度から大家畜・養豚経営の経営状況について重要項目を月次モニタリングの手法により把握することとしています。その目的及び対象はどうすればよいですか。

(答)

- 1 大家畜・養豚経営の経営状況について、経営技術や収支に係る重要項目を月次モニタリングの手法により迅速かつ定期的に把握することにより、的確な改善指導方策を講じることとするものです。
- 2 月次モニタリングの対象となる大家畜・養豚経営は、原則として濃密指導の対象者を対象とし、各都道府県における選定基準に即して選定して下さい。
- 3 なお、月次モニタリング手法については、早期の定着を図りつつ、その対象者の範囲を拡大していくことが望ましいと考えています。

8 債務保証

(問34) 畜産リノベ資金の貸付けに際し、「連帯保証人のなり手がいない」、「担保が不足する」等の理由から、借入が困難となっている声の一部に聞かれますが、このような場合にはどのようにすればよいのですか。

(答)

- 1 畜産リノベ資金の融通に当たっては、信用力が足りないところを補完するため、農業近代化資金と同様、農業信用保証保険制度を活用しつつ、次の事項を考慮の上、円滑な推進をお願いします。
 - (1) 畜産リノベ資金の融通は、既存債務を長期・低利資金に借換えるものであることから、基本的には、既存債務の担保保証を引き継ぐことが可能であり、また、担保・保証の徴求緩和も期待されること。
 - (2) 担保・保証の徴求の取扱いの留意事項については、農業信用基金協会向けの総合的な監督指針（平成28年6月21日付け金監第1770号・28経営第70号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）において示されているが、今後とも基金協会の信用補完機能を考慮し、担保・保証の徴求の軽減に努め、被保証者に過重な負担をかけないよう留意すること。
- 2 なお、畜産リノベ資金等においては、都道府県農業信用基金協会が引き受けた保証債

務の弁済及び求償権の償却に伴う費用に充てるための補助（畜産特別資金保証円滑化事業）を行っているところです。したがって、これらの制度を活用し、十分に保証基盤を拡充することにより、債務保証が受けられるようにすることが重要です。

（問35）畜産特別資金保証円滑化交付金の補助は、どのような内容なのか。

（答）

- 1 畜産リノベ資金等の融通の円滑化を図るため、実施する畜産特別資金保証円滑化事業では、都道府県農業信用基金協会に対する畜産リノベ資金に係る保証債務の弁済等に伴う費用の一部に充てるため、保証円滑化交付金として1/4以内の補助を行っています（残りの3/4は地元負担）。
- 2 ただし、（1）及び（2）に該当する基金協会については、3/8以内の補助を行っています。
 - （1）最近の畜産特別資金の保証の状況から保証倍率を5倍以内としている基金協会であること
 - （2）機構理事長が別に定める基金協会であること

（問36）代位弁済の申請に当たってあらかじめ都道府県知事と協議（償却の場合は報告）の上、（公社）中央畜産会に承認申請（償却の場合は通知）することとされていますが、都道府県知事は何をすればよいのですか。

（答）

- 1 代位弁済の場合は、都道府県知事は、要綱に規定されている代位弁済の承認を行わない事項（借換対象資金及び借入希望者の要件を満たさないものではないか、経営改善計画に不実記載が認められるものではないか、等）に該当しないことを確認してください。
- 2 また、求償権の償却の場合は、求償権の償却に至った経緯・理由等の書類から求償権の回収が困難であることを確認してください。

9 他の負債整理資金との関係

（問37）借入者が、経営改善資金、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「酪肉支援資金」という。）及び農業経営負担軽減支援資金のそれぞれの借り受け要件を満たす場合、いずれの資金を選択すればよいのですか。

（答）

借入者の実態、各資金のそれぞれの貸付条件、貸付方式の相違、借換実施後の償還金の負担能力等を勘案して、借入者が融資機関等との間で十分に相談の上、判断することとなります。

（問38）畜産特別資金等推進指導事業において、畜産リノベ資金等以外の負債整理資金借入者への指導は可能ですか。

（答）

- 1 畜産特別資金等推進指導事業は、畜産リノベ資金等（畜産経営維持緊急支援資金を含む）

に係る推進指導事務費等を補助するものであり、これらの資金に該当しない負債整理資金に係る推進指導事務費等は補助の対象になりません。

- 2 ただし、当該推進指導事業では、畜産リノベ資金の適正かつ円滑な貸付けを行うため、
 - (1) 畜産リノベ資金等の制度を正しく理解してもらうため制度の普及
 - (2) 管内の畜産経営体の経営状況を把握し、畜産リノベ資金が必要であるとされる経営体の早期把握
 - (3) 畜産リノベ資金の借入希望者への経営改善計画作成指導に限っては、現に畜産リノベ資金等を借り入れていない畜産経営体に対して行うことも想定しています。
- 3 これらを踏まえ、畜産リノベ資金等以外の負債整理資金借入者への指導についても、上記の場合に限り畜産特別資金等推進指導事業の一環として取り扱ってください。

10 その他

(問39) 畜産リノベ資金のうち経営改善資金の残高一括借換の基準について教えてください。

(答)

- 1 残高一括借換については、事業最終年度に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、必要な限度で可能としています。
- 2 しかしながら、経営改善指導による経営改善効果が十分に発揮されていない場合など、引き続き、ローリング貸付を継続し、経営者の経営改善のための意識改革を継続した方がよいと判断される経営についても、複数年度にわたって経営改善指導を受けたからという理由で残高一括借換を希望する場合が見受けられます。
- 3 残高一括借換を行うことで、経営体の経営改善のための意識改革が阻害され、経営改善が停滞してしまうことも想定されるため、今般、残高一括借換の対象としては、経営改善指導による改善効果が十分に得られており、かつ、経営改善計画の達成が確実に見込まれると都道府県知事等が認めた経営であることを明確化したところです。

(問40) 令和7年度に措置された、酪肉支援資金を新たに借り入れた経営について、令和9年度の畜産リノベ資金で残額一括借換の対象とすることは可能ですか。

(答)

酪肉支援資金では残高一括借換をすることはできません。ただし、酪肉支援資金で借換を行ってもなお一括借換が必要な場合であって、経営改善計画の達成が確実に認められる場合には、令和9年度に畜産リノベ資金により、必要な限度で残高一括借換が可能です。

(問 4 1) 最近の低金利情勢を農家の経営改善に役立てるため、過去に貸付けを行った畜産リノベ資金等の末端金利(貸付利率)を自助努力により引き下げることは出来ますか。また、金利が上昇した場合、元に戻すことは出来ますか。

(答)

- 1 畜産リノベ資金の末端金利は、都道府県等による上乗せ利子補給等の地元における自助努力が可能などところでは、事業実施要綱に定める率より低率で貸付けが行われている事例も見受けられます。
- 2 貸付実行後であっても末端金利を自助努力により更に引き下げることは可能であり、この場合も利子補給率は変更されません。
- 3 最近の調達金利の低下を反映して末端金利の引き下げが可能な融資機関については、農家の経営改善のためにも更なる金利の引き下げを検討して下さい。なお、金利水準が上昇した場合、当初の金利水準に戻すことは可能ですが、当初の金利水準を超えて引き上げることはできません。

1 1 令和 2 年度見直し関係

(借入希望者関係)

(問 4 2) なぜ、借入時の経営改善計画に「財務諸表など直近の財務状況が把握できる書類」を添付することとなったのですか。経営改善計画の記載で十分ではないのですか。

(答)

- 1 今般、融資機関が財務状況(特に当該融資機関以外が貸し付けた負債)を正確に把握できていないケースがあるという課題を認識したことから、融資機関や都道府県審査委員会が経営改善計画を審査するに当たって、経営改善計画だけでは判明しない情報(資産に対する負債の比率、債務超過等)によって、より正確な財務状況を把握できるよう、財務諸表(損益計算書及び貸借対照表。以下同じ。)を経営改善計画の添付書類として提出することを義務付けることとなりました。
- 2 なお、借入時に財務諸表の作成を現に行っていない個人経営が本資金の貸付けを受けられなくなるということがないよう、財務諸表に代わる書類でも可としています。

(問 4 3) 「財務諸表など直近の財務状況が把握できる書類」とは、具体的にどのような書類ですか。

(答)

- 1 法人経営は、直近の財務諸表を添付してください。
- 2 個人経営は、例えば、青色申告を行っている場合、青色申告決算書の写しでも構いません。また、財務諸表を作成していない場合、財務諸表に代わる書類として、税務申告書、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費明細帳、固定資産台帳など財務状況が正確に把握できる書類でも可とします。

- 3 ただし、資金貸付以降は毎年度、融資機関に対して（経営改善計画の見直し期間中は都道府県知事等まで）、基本的には財務諸表の提出が必要となることに十分ご注意ください。

（問 4 4）経営改善計画の別紙として、借入希望者本人が要件等を確認しチェックを入れる書類を新たに添付することとなりましたが、この見直しの目的・ねらいを教えてください。

（答）

- 1 畜産リノベ資金は、長期低利資金への借換えによる償還圧・利息負担の軽減に加え、融資機関や関係機関等が実施する経営改善指導を併せて行うことにより収益性の向上につなげ、経営改善へと導くものです。
- 2 令和2年度の見直しにより、融資機関が借入者への収支管理指導を実施していない場合に融資機関支援計画の承認取消しの規定を設けるなど、融資機関の責任をより重いものとししました。一方で、経営改善指導の効果を高めるためには、指導を受ける側である借入者の事業への理解や経営改善に対する取組姿勢の改善も必要であるものと考えています。
- 3 こうしたことから、借入者自らが本様式の記載事項を読み、チェックを入れることで、借入者の意識向上につながることを期待し、本様式を追加しました。
- 4 融資機関においては、借入者本人が当該様式にチェックを入れるに当たって、借入者がチェック項目を理解できるよう、当該事業や資金制度の趣旨・内容を丁寧に説明するなど、支援していただくようお願いいたします。このことは、融資機関が借入者への指導の第一歩になりますので、必ず実施してください。

（問 4 5）資金借入後に借入者が作成・提出する「財務諸表又はそれと同等の書類」とは具体的にどのような書類ですか。

（答）

- 1 法人経営の場合は、財務諸表を作成・提出してください。
- 2 個人経営についても、基本的には財務諸表を作成・提出することとしますが、農協から交付される組合員勘定の収支報告に係る書類に、損益計算書及び貸借対照表に記載する項目が記載されている場合には、当該書類を財務諸表に代えることが可能です。
- 3 ただし、借入者は、単に当該書類の交付を受けるだけでなく、当該書類の内容について農協から説明を受け、自分の経営の財務状況を把握・理解する必要があります。

（問 4 6）借入者が、記帳及び財務諸表の作成を税理士等に委託している場合、これを借入者本人による記帳・財務諸表の作成に代えることは可能ですか。

（答）

可能です。ただし、この場合も、借入者は税理士等から財務諸表の内容について説明を受け、自分の経営の財務状況を把握・理解する必要があります。なお、借入者の家族が経理を担当する場合も同様とします。

(融資機関関係)

(問 4 7) 融資機関支援計画の様式が変更され、指導・支援内容の記載欄が追加されましたが、この意図は何ですか。見直しの目的・ねらいを教えてください。

(答)

- 1 これまでの様式は、借入者の経営改善計画に基づく経営改善指導において、融資機関、都道府県支援協議会、その他指導機関や民間指導実施者（飼料会社や管理獣医師等）等の役割分担や具体的な実施内容が明確となる様式ではありませんでした。
- 2 今般の様式改正により、本資金を貸し付ける融資機関や経営改善指導を実施する各者の役割や責任を明確にすることで、経営改善計画や融資機関支援計画の着実な遂行・達成につながるものと考えています。

(問 4 8) 本資金を貸し付けた融資機関は、技術面や収支管理などの経営改善指導を必ず実施しなければならないのですか。

(答)

- 1 令和2年度の見直しにより、融資機関による借入者の収支管理に係る指導の実施は必須のものとなりました。その一方で、例えば、生産技術の指導に関しては、疾病・事故の低減対策から飼料設計の見直し、畜舎の構造の見直しまで多岐にわたり、それぞれの分野での適任者に指導にあたっていただくのがよいと考えます。
- 2 本資金を貸し付ける融資機関は、都道府県支援協議会の協力を得ながら、借入者が経営改善計画を達成するための当該借入者への指導・支援方針を検討・策定の上、経営改善指導における関係者との役割分担を調整して指導・支援体制を構築し、貸付後は、主体的かつ総合的に指導・支援内容を実行するとともに、各者の指導・支援の実施状況を確認するなど、融資機関支援計画が計画どおりに遂行されることに責任を持って対応してください。
- 3 また、都道府県知事等や都道府県支援協議会は、融資機関による指導・支援方針の検討・策定や指導支援体制の構築に協力するとともに、計画の見直し審査や巡回指導の際に、融資機関支援計画に沿って経営改善指導が適切に実施されていることを確認いただき、実施されていない場合は、融資機関に対して適宜、指導・助言いただくようお願いいたします。

(問 4 9) 融資機関は、本資金の貸付後、借入者による収支管理の実施状況を確認するとともに、実施されない場合は指導を実施することとされていますが、融資機関は借入者に対して、具体的にどのようなことをすればよいのですか。

(答)

- 1 融資機関は、借入者による会計ソフト等（農業簿記、会計王等）を用いた記帳や財務諸表の作成、作成した財務諸表による財務状況の把握が実行されているかを確認し、実施されていない場合は、見直し期間が終了するまでに実施されるよう、指導を行うものとします。
- 2 借入者が農協の組合員勘定を利用している場合は、農協から交付される組合員勘定の収支報告に係る書類を借入者本人による記帳及び財務諸表作成に代えることも可能ですが（問 4 1 参照）、農協は、定期的に借入者に財務状況の説明を行い、借入者が自らの財務状況を把握・理解したことを確認するようにしてください。（当該農協が本資金を貸し付けた融資機関ではない場合は、融資機関は、借入者が農協から説明を受け、財務状況を把握・理解していることを巡回指導等の際に確認してください。）
- 3 借入者が税理士等に記帳及び財務諸表作成を委託している場合は、融資機関は、借入者が税理士等から財務諸表の内容について説明を受け、自らの財務状況について把握・理解して

いることを、巡回指導等の際に確認してください。

- 4 融資機関は、借入者による収支管理の実施状況の確認結果や自らの収支管理指導の実施状況について、指導記録簿に記録を残し、当該指導記録簿は借入者から提出された財務諸表又はそれと同等の書類とともに、本資金の償還が終了するまで保管することとしてください。
(当該借入者の借入資金について代位弁済請求を行うこととなった場合、農業信用基金協会が事業実施主体に対して行う代位弁済等承認申請において、指導記録簿の提出が必要となります。)

(問50) 融資機関が作成する指導記録簿について、統一様式はありますか。また、融資機関以外が技術指導等を実施する場合、指導記録簿の作成を求める必要はありますか。

(答)

- 1 融資機関が作成する指導記録簿は任意の様式(現時点で融資機関が使用している様式等)で構いません。ただし、指導記録簿を作成するに当たっては、融資機関支援計画の「指導・支援対策の具体的な内容」の項目(生産技術、収支管理等)に沿って、どのような指導・支援を実施したかを具体的に記載するようにしてください。
- 2 また、借入者の収支管理(会計ソフト等による記帳、財務諸表の作成、作成した財務諸表による財務状況の把握)の実施状況の確認及び指導を実施したことについても、確実に記載してください。
- 3 融資機関以外の者が技術指導等を実施する場合も、情報共有する体制を整備し、基本的には融資機関が借入者に対する指導記録簿を作成・保管することとし、融資機関は、指導機関等による指導の実施状況を確認して指導記録簿に記載するようにしてください。ただし、融資機関が指導機関等に指導を依頼する場合であって、依頼内容に指導記録簿の作成も含める場合は、融資機関は指導機関等が作成した指導記録簿を取りまとめて、保管してください。
- 4 なお、融資機関が農業信用基金協会に代位弁済請求するに当たっては、事業実施主体における代位弁済等承認申請の審査の際、指導記録簿が必要となりますので、融資機関が作成又は取りまとめを行った指導記録簿を農業信用基金協会に提出してください。

(資金の貸付け関係)

(問51) 借入者が、畜産リノベ資金を貸し付ける融資機関以外にも、他の融資機関から運転資金等の融資を受けている場合や、今後融資を受ける計画となっている場合、当該融資が行われなければ経営改善計画の実現性が担保されないと考えますが、経営改善計画の審査に当たっての留意点等あれば教えてください。

(答)

- 1 経営改善計画において、畜産リノベ資金を貸し付ける融資機関(貸付融資機関)以外の融資機関(その他融資機関)から継続的に運転資金の融資を受ける計画となっている場合や、経営改善に必要な新規投資に係る融資を受ける計画となっている場合、借入者又は「貸付融資機関」は、「その他融資機関」と経営改善計画の記載内容について事前協議の上、「その他融資機関」から計画の記載内容について了解を得るように努めてください。(書面の徴求まで求める必要はありません。また、借入者又は「貸付融資機関」のみで「その他融資機関」との事前協議を行うことが困難な場合、都道府県支援協議会は必要に応じて、「その他融資機関」との調整に支援いただくようお願いします。)
- 2 「貸付融資機関」は、「その他融資機関」から融資についての了解を得た場合には、その旨を経営改善計画に添付する意見書に記載してください。また、融資機関支援計画において

も、「その他融資機関」による支援内容を記載してください。

- 3 なお、事前協議を行っていない場合は、その旨を理由とともに意見書に記載してください。畜産リノベ資金の貸付後に、経営改善計画に記載のない資金について「その他融資機関」から融資を受ける場合も、当該協議を行った上で経営改善計画を変更するよう努めてください。

(経営改善計画の見直し関係)

(問52) 経営改善計画の見直し期間が据置期間終了後5年までとこれまでより長くなった一方で、経営改善計画の達成状況を踏まえて変更することも可能となりました。この見直しの目的・ねらいを教えてください。

(答)

- 1 経営改善計画の見直し期間については、これまで一律で貸付後5年間としてきましたが、現場からは「据置期間が5年であった場合に元本の償還状況が確認できない」との指摘がありました。
- 2 一方で、畜産リノベ資金を経営が悪化する手前の早めの対応として活用しやすくするため、「経営が良好な借入者（償還状況等に問題のない借入者）については、見直し期間を早期に終了してもよいのではないか」との意見も聞かれたところです。
- 3 このため、これらの指摘・意見のいずれにも対応するため、基本的には償還状況を5年間確認することとし、経営状況に応じて短縮も延長もできるよう改正を行ったところです。

(問53) 見直し期間終了に当たっての審査基準について、どのようなものを設定すればよいですか。新たに審査基準を設定する必要はありますか。

(答)

各都道府県がすでに審査基準中に見直し期間終了にあたっての基準を設けている場合は、それに①借入者による収支管理の実施が確認されていること、②すべての農業負債の約定償還ができていること又は約定償還が確実に見込めること—の2点を付け加えることとしてください。設けていない場合、新たに審査基準を設ける必要は特段ありません。

(問54) 見直し期間については、見直し期間終了の要件さえ満たせば、貸付後1年で終了してもよいのですか。

(答)

見直し期間の終了に当たっては、すべての農業負債の約定償還ができていること又は約定償還ができなくても今後確実に見込めると都道府県知事が判断する必要があります。したがって、この見極めのため、本資金の据置期間終了後、最低1年は見直しを実施してください。

(問55) 見直し期間終了の要件の一つである「借入者の収支管理の実施が確認されていること」について、具体的にどのようなことを確認すればよいですか。

(答)

- 1 都道府県知事等は、借入者による収支管理の実施状況について、経営改善計画の見直し審査の際のヒアリングや都道府県支援協議会による巡回指導、融資機関の指導記録簿により、以下の点を確認の上、見直し期間の終了を認めた根拠として確認結果を残しておいていただくようお願いします。
 - (1) 借入者が財務諸表（又はそれと同等の書類）を融資機関に提出しているかどうか
 - (2) 借入者が財務諸表の内容を理解し、自らの財務状況の把握ができていない場合は、組合員勘定を実施する農協あるいは税理士等から財務諸表の内容について説明を受け、財務状況を把握しているか
- 2 これらが確認できない場合、見直し期間を終了することができませんので、その旨をご留意の上、審査いただくようお願いします。

(問56) 見直し期間終了の要件の一つである「すべての農業負債の約定償還ができていること又は約定償還が確実に見込めること」について、農業負債にはどのようなものが含まれるのですか。また、当該農業負債に据置期間中の負債が含まれる場合、見直し期間を終了することはできないのですか。

(答)

- 1 借入金のほか、飼料代や預託の未払金等も含むものとしします。また、大家畜・養豚経営に係る事業関係負債だけでなく、耕種等の営農負債も加えることとししますが、生活資金（住宅、マイカー等）は含みません。
- 2 据置期間中の負債があれば、すべての負債の据置期間が終了した後に約定償還ができていことを確認することが望ましいですが、据置期間中の負債であっても約定償還が見込まれると都道府県知事が判断できる場合には、その限りではありません。

(経営改善計画の変更関係)

(問57) 実施要綱別添1の第2の3の(1)のこの見直し期間終了後の計画変更手続きについて、ただし書きの「軽微な変更」とはどのようなものですか。

(答)

- 1 軽微な変更については、次に掲げる変更以外のものとしします。
 - (1) 経営形態、畜種又は経営者の変更（家族間の事業承継及び一戸法人への法人化を除く。）
 - (2) 償還期限又は据置期間の延長及び約定償還額の減額
 - (3) 目標年次までの計画達成が困難となる場合
 - (4) (1)～(3)以外の利子補給額の増額を伴う変更
- 2 1の(1)については、経営形態や経営者の変更によって、借入希望者の要件を満たさなくなる場合がありますので、その点をご留意の上、審査いただき、判断に迷った場合には、(公社)中央畜産会や農畜産業振興機構に適宜ご相談ください。
- 3 1の(2)の償還期限又は据置期間の延長は、要綱に規定する範囲内のものに限りします。
- 4 1の(3)の目標年次までの計画達成とは、実施要綱別添1の第2の2の(5)に規定する「計画作成後10年を経た年（＝目標年次）までに、その年のすべての約定償還金を返済

する」ことを示します。新規投資を行う等により、当初の計画より計画達成が遅れる可能性が見込まれる場合は、都道府県知事等は変更後の計画の妥当性について審査いただくようお願いいたします。

- 5 なお、1の(1)～(4)に該当しない軽微な変更であっても、実施要領に基づき(公社)中央畜産会への報告が必要な場合がありますので、ご注意ください。

(経営改善計画の承認取消し関係)

(問58) 借入者が財務諸表の作成及び財務状況の把握を実施していない場合や、融資機関がこれについて指導を実施していなかった場合、都道府県知事等は経営改善計画の承認を取り消すことができることとなりましたが、これについて、具体的にどのようなケースが想定されますか。

(答)

- 1 以下のようなケースを想定しています。
 - (1) 借入者が会計ソフト等による記帳や財務諸表の提出を行っていない場合や、借入者自らが財務諸表等の作成を行わず、かつ、当該財務諸表等による自らの財務状況の把握も行っていない場合であって、融資機関や都道府県等による再三の指導にも関わらず、借入者の行動や意識に改善がみられない場合
 - (2) 借入者が会計ソフト等による記帳や財務諸表の提出等を行っていないにも関わらず、融資機関が借入者に対して財務諸表の提出等について指導を行っていない場合であって、都道府県や都道府県支援協議会等が融資機関に対して指導を実施するよう申し入れを行っても、融資機関による指導が実施されない場合
- 2 都道府県や都道府県審査委員会は、上記のケースに該当しないかどうか、経営改善計画の見直し期間の審査において、以下の点を、添付書類や融資機関又は借入者本人へのヒアリングにより確認するようにしてください。また、都道府県支援協議会による現地調査・巡回指導の際にも、適宜、確認を行ってください。
 - (1) 借入者
 - ① 借入者自らが会計ソフト等による収支管理を行い、財務諸表を作成しているかどうか
 - ② 経営改善計画に財務諸表又はそれと同等の書類の添付があるかどうか
 - ③ 財務諸表の作成を税理士等に委託している場合又は農協から交付される組合員勘定の収支報告に係る書類が添付されている場合は、税理士又は農協から説明を受け、自らの財務状況について把握しているか
 - (2) 融資機関
 - ① 借入者の収支管理の実施状況を確認しているかどうか
 - ② 借入者が収支管理を実施していない場合は、指導を行っているかどうか
 - ③ 融資機関が農協の場合であって、財務諸表の代わりに組合員勘定の収支報告に係る書類が添付されている場合は、当該農協が借入者に対して財務状況の説明を行い、借入者が自らの財務状況を把握していることを確認したかどうか
 - ④ 借入者が財務諸表の作成を税理士等に委託している場合は、借入者が税理士等から説明を受け、自らの財務状況を把握していることを確認したかどうか
- 3 都道府県知事等は、2の確認により、借入者が収支管理を実施していないことが明らかになった場合又は(及び)融資機関が収支管理指導を実施していないことが明らかになった場合は、借入者本人又は(及び)融資機関に対して指導・助言をしてください。その上で、都道府県知事等による指導・助言にも関わらず、借入者本人又は(及び)融資機関が実施せず、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めた場合は承認を取り消すものとします。

(融資機関支援計画の承認取消し関係)

(問59) 融資機関支援計画の承認を取り消すのは、具体的にどのようなケースですか。経営改善計画の承認を取り消せばよいのではないのですか。

(答)

- 1 例えば、財務諸表が見直し計画に添付されているなど借入希望者の要件のうち借入後の収支管理について実施されていることが確認されたとしても、融資機関による収支管理指導が行われていない事実が確認された場合(借入者本人による財務状況の把握の実施状況を確認していない場合など)を想定しています。
- 2 なお、借入者が収支管理を実施していない場合であって、かつ、融資機関が収支管理指導を実施していない場合については、経営改善計画の承認の取消事項に該当します。

(問60) 融資機関支援計画の承認が取り消された場合、利子補給はどうなるのですか。

(答)

- 1 融資機関支援計画の承認が取り消されれば、実施要綱別添1の第2の2の(12)のアの(キ)に該当するものとして、経営改善計画の承認を取り消すこととなります。したがって、経営改善計画の承認取消の事実をもって、事業実施主体は利子補給を停止します。
- 2 なお、利子補給停止後の当該資金の取扱い(融資はそのまま継続されるのか、その場合、利子補給分に係る利息負担は誰が負うのか等)は資金貸付時に締結された金銭消費貸借証書によりますが、融資機関の責任で利子補給が停止された場合、借入者が不利益を被ることがないように、県内融資機関に対してご指導いただきますようお願いします。

(畜産特別資金保証円滑化事業関係)

(問61) 畜産特別資金保証円滑化事業の補助対象資金について、「令和2年度以降に引き受けた資金にあつては、当該資金の貸付け時に基金協会が参加した審査委員会による審査を受け、貸付けが行われた資金であること」とする要件が加わりましたが、この趣旨について、教えてください。

(答)

- 1 本資金は、他の資金と比較して代位弁済の発生リスクが高く、基金協会が本資金の債務保証を引き受けるに当たってのリスクは大きいものと存じております。しかしながら、都道府県審査委員会において既に了承された或いはされるであろう資金に対しては、基金協会が債務保証引受に当たって改めて意見を出しづらいとの意見も聞かれるところです。
- 2 このため、都道府県審査委員会においては、基金協会が保証引受にあたって適切に審査を行い、意見を出しやすい環境を整えるとともに、基金協会にあつても貸付時の審査委員会には必ず出席し、適切に審査を行っていただくようお願いいたします。(書面決議の場合も可とします。)

(問62) 事業実施主体が代位弁済の承認を行わない事項に追加がありました。どのような内容ですか。また、これらの事項について、事業実施主体は代位弁済承認申請時にどのような審査を行うのか等、詳しく説明してください。

(答)

- 1 令和2年度の見直しにより、事業実施主体が承認を行わない事項として加わったのは、以下のケースです。
 - (1) 融資機関が実施要綱別添1の第2の2の(8)のイの(イ)に規定する要件(借入者による収支管理の実施状況を確認すること、財務諸表の提出を受けること、収支管理が実施されない場合にあっては見直し期間終了までに実施されるよう指導を行うこと)を満たしていないことにより、経営改善計画の承認が取り消された場合
 - (2) 経営改善計画の承認が取り消されていないが、融資機関が実施要綱別添1の第2の2の(8)のイの(イ)に規定する要件を満たしていると認められない場合
 - (3) 代位弁済等の承認申請が行われた資金について、貸付時の審査委員会において、基金協会が審査に参加していたことという補助対象要件を満たしている事実が認められない場合

- 2 事業実施主体は、基金協会から代位弁済承認申請があった場合、1の(1)から(3)までの事項に該当するかどうかについては、それぞれ以下の手順により確認します。
 - (1) 1の(1) : 実施要綱別添1の第2の2の(12)のウの通知による経営改善計画承認取消の有無を確認。承認取消がなされている場合は、その取消事由が要綱別添1の第2の2の(12)のアの(カ)又は(キ)に該当するものであった場合は、承認しない。
 - (2) 1の(2) : (1)の確認により承認取消通知がない場合は、融資機関から提出される指導記録簿等により、
 - ① 借入者の収支管理の実施状況を確認しているかどうか
 - ② 財務諸表の提出を受けているかどうか
 - ③ 借入者の収支管理が実施されない場合にあっては見直し期間終了までに実施されるよう指導を行っていたかどうかについて、実施されていた事実の有無を確認する。実施されている事実が確認できなければ、要件を満たしていると認められないものとして、承認しない。
 - (3) 1の(3) : (1)又は(2)に該当しない場合は、本資金貸付時の審査委員会の議事録等により、基金協会が審査に参加していた事実の有無を確認し、この事実が確認できなければ、要件を満たしていると認められないものとして、承認しない。

- 3 このため、都道府県知事等は経営改善計画の承認取消しを行った場合には、実施要綱別添1の第2の2の(12)のウに基づき、承認取消事由を明確にして承認取消を行った旨の通知を事業実施主体に対して行ってください。

- 4 また、農業信用基金協会が本資金貸付時の審査委員会において審査に出席していた事実が確認できなかった場合は、代位弁済の承認がなされないため、都道府県(又は審査委員会の事務局)は審査委員会の議事録等を残していただき、代位弁済等承認申請の際には、当該議事録等を提出いただくようお願いします。

(問63) 実施要綱別添1の第8の3の(4)の規定を新たに設けた主旨は何ですか。

(答)

- 1 令和2年度の制度見直しにより、令和2年度以降に貸し付けた資金にあつては、融資機関が実施要綱別添1の第2の2の(8)のイの(イ)に規定する収支管理指導等を実施していないと認められた場合に、経営改善計画又は融資機関支援計画の承認が取り消され、利子補給の交付を停止できるように措置するとともに、融資機関から当該資金に係る債権の回収が困難になったとして基金協会に代位弁済の請求がなされたとしても、事業実施主体は代位弁済等申請を承認せず、基金協会に対して円滑化交付金を交付しないこととしたところです。
- 2 このように、基金協会は畜産リノベ資金に係る代位弁済により被る自己リスクに対する一部補助を受けられなくなりますので、融資機関が責めを負うべき場合には基金協会が当該融資機関に代位弁済をすることでの負担を強いられることがないように、当該規定を併せて設けました。

13 飼養衛生管理基準のクロスコンプライアンス

(問64) 令和4年6月1日以降、借入希望者が養豚経営である場合の経営改善計画に係る承認は、家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した上で行うこととされていますが、どのような経緯ですか。

(答)

- 1 国内における高病原性鳥インフルエンザの続発、豚熱におけるワクチン接種農場での発生の主な要因として、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったことが考えられており、疾病の発生予防及びまん延防止のため、飼養衛生管理基準の遵守を一層図っていく必要があります。
- 2 そのため、畜産振興に係る補助事業及び制度資金については、令和4年度の事業実施に向けて飼養衛生管理基準の遵守を要件とするクロスコンプライアンスの導入を進めることとなり、本資金においても飼養衛生管理基準の遵守に関する確認を行うこととしています。
- 3 なお、クロスコンプライアンスの導入の方針として、国内における疾病発生状況や都道府県の農場立入状況等を踏まえ、当面の間、豚・鶏等を優先的に対象とすることとされたため、本資金については養豚経営者に限り対象としています。

(問65) 飼養衛生管理基準の遵守状況についての確認はどのように行えばよいですか。

(答)

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認は、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき家畜の所有者が毎年度都道府県知事に提出することとなっている定期報告書等で行ってください。

(問66) 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した結果、不遵守事項があった場合はどうなりますか。

(答)

- 1 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認した結果、一部不遵守事項があった場合でも、定期報告書等で、不遵守事項についての今後の改善方針等が明確化されている場合、「不遵守事項があるが今後の改善が見込まれる」と判断し経営改善計画の承認を行うことが可能です。
- 2 不遵守事項の改善のため、やむを得ず施設改修等の新規の投資が必要となる場合は、借入者の経営改善の進捗状況等を十分に勘案し、その妥当性（必要性）を審査するようお願いいたします。
- 3 なお、確認時点で今後の改善方針等が明確化されていない場合には、借入希望者と十分に協議を行い、今後の改善を促していただくようお願いいたします。

別添

(大家畜経営における飼養頭数規模換算表)

(別表1) 経営改善資金の一般基準

主たる経営の種類	従たる経営の家畜頭数の換算率			
	乳用成雌牛	肉専用種 繁殖雌牛	肉専用種 肥育牛	乳用種肥育牛・ 乳用種哺育育成牛
酪農経営	—	×3.0	×1.5	×1.0
		×1.0	×0.5	×0.3
肉用牛繁殖経営	×0.3	—	×0.5	×0.3
	×1.0		×0.5	×0.3
肉専用種肥育経営 又は一貫経営	×0.7	×2.0	—	×0.7
	×2.0	×2.0		×0.7
乳用種肥育経営又は 乳用種哺育育成経営	×1.0	×3.0	×1.5	—
	×3.0	×3.0	×1.5	

(注) 上段は個人経営、下段は法人経営に適用する。

【例】

個人経営で酪農と乳用肥育を行っており、乳用成雌牛10頭、乳用種肥育牛5頭の場合、主たる経営の頭数は乳用成雌牛の10頭、従たる経営の頭数は乳用種肥育牛5頭で、換算率は縦軸の酪農経営と横軸の乳用種肥育牛の交点で×1.0となります。

従って、10頭 + (5頭 × 1.0) = 15頭となり、実施要領の酪農経営の基準に達しています。

(別表2) 経営改善資金の特認基準及び経営継承資金の基準

主たる経営の種類	従たる経営の家畜頭数の換算率			
	乳用成雌牛	肉専用種 繁殖雌牛	肉専用種 肥育牛	乳用種肥育牛・ 乳用種哺育育成牛
酪農経営	—	×2.5	×1.25	×0.8
		×0.8	×0.4	×0.3
肉用牛繁殖経営	×0.4	—	×0.5	×0.3
	×1.2		×0.5	×0.3
肉専用種肥育経営 又は一貫経営	×0.8	×2.0	—	×0.7
	×2.4	×2.0		×0.7
乳用種肥育経営又は 乳用種哺育育成経営	×1.2	×3.0	×1.5	—
	×3.6	×3.0	×1.5	

(注) 上段は個人経営、下段は法人経営に適用する。

(養豚経営における飼養頭数規模換算表)

(別表3) 経営改善資金の一般基準

主たる経営の種類	従たる経営の家畜頭数の換算率	
	繁殖雌豚	肥育豚
養豚繁殖経営	—	×0.1 ×0.1
養豚肥育経営 又は一貫経営	×10 ×10	—

(注) 上段は個人経営、下段は法人経営に適用する。

【例】

個人経営で養豚の一貫経営を行っており、繁殖雌豚12頭、肥育豚120頭の場合、主たる経営の頭数は繁殖雌豚の12頭、従たる経営の頭数は肥育豚120頭で、換算率は縦軸の養豚繁殖経営と横軸の肥育豚の交点で×0.1となります。

従って、 $12頭 + (120頭 \times 0.1) = 24頭$ となり、実施要領の養豚繁殖経営の概ねの基準（おおむねは8割相当）に達しています。

(別表4) 経営改善資金の特認基準及び経営継承資金の基準

主たる経営の種類	従たる経営の家畜頭数の換算率	
	繁殖雌豚	肥育豚
養豚繁殖経営	—	×0.1 ×0.1
養豚肥育経営 又は一貫経営	×10 ×10	—

(注) 上段は個人経営、下段は法人経営に適用する。

Ⅲ 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（酪肉支援資金）

1 総論

（問 1）酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「酪肉支援資金」という。）とはどのような資金ですか。

（答）

- 1 飼料価格の高止まりや子牛価格の下落等の社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛の担い手の資金繰りを安定させることを目的として、当初3年分の償還額（元金及び利息）を長期・低利資金に借り換えることができる資金です。
- 2 このため、借入希望者には、負債償還に支障を来していない者も含まれます。
- 3 また、65歳未満又は後継者が確定していることという要件を設定しています。
- 4 また、社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しい状態にあることから、概ね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする担い手経営改善計画の作成が求められます。
- 5 なお、本資金の活用により、債務残高を増やさずに、資金繰りを安定させることが可能になります。

（問 2）畜産リノベ資金との違いは何ですか。

（答）

- 1 両資金には、基本的な考え方や目的に違いがあります。
- 2 酪肉支援資金は、社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛経営の担い手の資金繰りを安定させ、概ね5年で経営を安定させることを目指すものです。
- 3 一方、畜産リノベ資金は、収益性の向上に取り組む幅広い畜産経営体が、地域の関係機関による経営改善指導を継続的に受けることにより経営改善を図るための資金であり、具体的には、関係機関の継続的な指導の下、計画作成後10年後の年に、当該年の全ての約定償還金を返済できるようになることを目指すものとなります。
- 4 なお、基本的な計画申請事務手続きや利子補給手続きの流れは同じとなります。

（問 3）酪肉支援資金の審査基準について、畜産リノベ資金との違いはありますか。

（答）

酪肉支援資金は継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛の担い手向けの借換資金であることを踏まえ、別紙のとおり、計画審査の考え方を作成しました。これらの

考え方を念頭に、地域の実情を踏まえ、審査を実施ください。

(問4) 担い手経営改善計画の作成に当たり、要綱に記載されている「確実に経営を軌道に乗せ、安定させること」とはどのようなことをいうのですか。

(答)

経営が軌道に乗ることや安定させることについては、個々の経営状況にもよるため、一概に定義することは困難であるため、収入の増加や支出の減少、所得の増加等を総合的に勘案した上で判断すべきものと考えます。

(問5) 畜産リノベ資金では、事業最終年度に限り、それまでの経営改善指導との継続性等を考慮しつつ、必要な限度で残高一括借換が可能とされていますが、酪肉支援資金では残高一括借換はできないのですか。

(答)

酪肉支援資金では残高一括借換をすることはできません。ただし、酪肉支援資金で借換を行ってもなお一括借換が必要な場合であって、担い手経営改善計画の達成が確実に認められる場合には、令和9年度に畜産リノベ資金により、必要な限度で残高一括借換が可能です。

2 貸付条件

(問6) 酪肉支援資金の貸付回数とスケジュールについて教えてください。

(答)

- 1 酪肉支援資金においては、原則として令和7年5月末、8月末、11月末及び令和8年2月末の4回、貸付日を設けています。
※融資実行日が融資機関の休業日となった場合は翌営業日とします。
- 2 貸付に当たっては、事前ヒアリング及び機構理事長協議に間に合うよう、各都道府県で計画の審査を行う必要があります。
- 3 なお、審査の効率化、迅速性等の観点から、負債比率200%未満の経営については、機構理事長への協議及び事前ヒアリングを要しないこととしています。負債比率の算定については、以下の計算式によるものとします。

負債比率＝

総負債残高÷(過去3か年の平均売上高又は前年度売上高のいずれか高い額)×100

(問7) 酪肉支援資金の借換対象資金は何ですか。

(答)

酪肉支援資金の借換対象資金は、大家畜経営に必要な資金として借り入れたために生じた負債です。

具体的には以下の資金が該当します。

- (1) 農協系統一般資金
- (2) 民間金融機関の制度資金(農業近代化資金等)、(株)日本政策金融公庫の制度

資金（農林漁業セーフティネット資金等）

- (3) 一般金融機関資金
 - (4) その他借換を実施することにより資金繰りの安定が図られると認められる資金
- 一方、以下の負債は対象となりません。
- (1) 畜産リノベ資金（要綱別表1の17の資金）
 - (2) 生活及び大家畜経営に係る事業外で必要なものとして借り入れた負債
 - (3) (独) 森林総合研究所又は土地改良事業の負担金
 - (4) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等に係る負債

(問8) 酪肉支援資金により資金の融通を受けた際、借換対象資金の償還はどのようにしたらよいですか。

(答)

酪肉支援資金は借換資金であるため、調達した資金については、既存債務の繰上償還（早期償還等）に充てるべきものと考えます。その後、資金繰りが安定するよう、個々の経営状況に応じた償還方法をご検討ください。

(問9) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等は、借換対象となりますか。

(答)

- 1 飼料費に係る買掛未払金等の貸越勘定等は借換対象となりませんが、固定化した部分として証書に書き換える等により、長期資金化した場合には、借換対象とします。
- 2 なお、固定化した部分の証書化については、資金繰りが安定するよう、個々の経営状況に応じて償還期間を慎重にご検討ください。

3 経営改善計画

(問10) 酪肉支援資金における融資機関の役割を教えてください。

(答)

融資機関は、借入希望者から担い手経営改善計画の提出を受けたときには、当該計画の内容を検討した上で、経営改善計画総括表（以下「総括表」という。）を作成し、当該計画と総括表を都道府県に提出してください。

また貸付後は、借入者の担い手経営改善計画の達成が早期に実現するよう努める必要があります。このため、償還が終了するまでの間、毎年、財務諸表等の提出を受け、その内容から計画の進捗状況を確認し、必要に応じて借入者に担い手経営改善計画の達成に必要な指導を行ってください。

(問11) 酪肉支援資金における県団体（畜産協会等）や都道府県支援協議会の役割を教えてください。

(答)

融資機関が必要に応じて借入者に対して行う指導の際に、融資機関からの求めに応じて助言等を行ってください。

(問 1 2) 酪肉支援資金の借入者は、新規投資が可能ですか。

(答)

新規投資については、担い手経営改善計画に支障をきたさない範囲であることを前提として、本資金を貸付けている融資機関ともよく相談し検討してください。

4 債務保証

(問 1 3) 酪肉支援資金の融通に当たり、農業信用保証保険制度の活用は可能ですか。

(答)

農業信用保証保険制度の活用は可能です。

(問 1 4) 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金保証円滑化事業の補助(代位弁済時の債務保証に対する補助)は、どのような内容ですか。

(答)

酪肉支援資金の融通の円滑化と促進を図るため、都道府県農業信用基金協会に対する酪肉支援資金に係る保証債務の弁済等に伴う費用の一部に充てるための保証円滑化交付金として、原則として1/4以内の補助を行っています。

5 その他

(問 1 5) 酪肉支援資金の計画様式が経営体育成強化資金等と共通となっているのはなぜですか。

(答)

必要に応じて協調融資に対応できるようにするためです。

計画審査の考え方

審査の視点	具体的な着眼点・判断基準
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか ○ 経営上の課題は何か ○ 資金繰りが不安定となっている理由は何か（※） ※ 負債償還に支障を来している場合は、その理由は何か
2 資金繰りの安定を図るために、どの点をどのように改善していくのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ その点を改善すれば確実に資金繰りの安定が図られるか
3 担い手経営改善計画は実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ○ 経営改善計画の内容が過大投資になっていないか
4 担い手経営改善計画が実行された場合に収益はどうか。 融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか ○ 農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか

畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項

(※各事項の末尾 () は、資料3 (1) ④の「一問一答」の関係する質問番号である。)

令和7年4月18日
公益社団法人中央畜産会

第1 貸付対象者

- 1 貸付対象者の居住地とその所有する事業所が異なった都道府県（以下「県」という。）に所在する場合は、原則として事業所の所在する県において貸付対象者として取り扱うこととするが、既往借入先の所在地等の関係から、その居住地の所在する県で、貸付対象者として取り扱っても差し支えないものとする。
ただし、この場合、当該貸付けを希望する者から、事業所の所在する県では貸付対象者として取り扱われない旨の当該県の証明書を、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「要綱」という。）別添1の第2の3の（1）のアに定める経営改善計画又は第3の3の（1）のアに定める担い手経営改善計画の提出の際に添えて提出するよう求め、重複して貸付対象者として取り扱うことのないようにすること。
- 2 貸付対象者の所有する事業所が2県以上にわたって所在する場合は、それぞれの県において貸付対象者として取り扱って差し支えないものとする。
ただし、貸付額の判定に当たっては、重複が生じないように、関係県において十分に連絡調整すること。
- 3 農業協同組合等（以下「農協等」という。）が組合員等に肉用牛（豚）を貸し付けている場合の要綱別添1の第2の2の（3）、（4）及び（9）又は第3の2の（3）に基づく貸付要件の飼養規模の判断に当たっては、当該牛飼養（豚飼養）に係る経営リスクが当該組合員等に帰属することとなっている場合に限り、飼養規模の算定に加えて差し支えない。
したがって、1日当たり若しくは1頭当たりの定額の預託料が支払われている場合等は、上記算定の対象とならないので注意すること。
- 4 農業者が農協等の肥育施設に肉用牛（豚）の飼養を預託している場合の要綱に基づく貸付要件の飼養規模の判断に当たっては、当該肉用牛（豚）の飼

養に係る経営リスクが当該農業者に帰属することとなっている場合に限り、飼養規模の算定に加えて差し支えない。

したがって、契約飼育によって肉用牛（豚）を飼養している農業者の貸付対象者として適格であるかどうかの判断に当たっては、経営リスクが当該農業者に帰属することとなっていない場合には、当該肉用牛（豚）は、その者の飼養規模の算定の対象とならないことに注意すること。

- 5 要綱別添1の第2の2の(3)のアの(エ)又は第3の2の(3)の力の「(注)2」の「搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営」とは、乳用種雌牛を育成・種付けし、その妊娠を確認して販売する経営である。

第2 資金の使途等

- 1 大家畜・養豚特別支援資金（以下「畜産リノベ資金」という。）における経営改善資金（以下「改善資金」という。）の借入者は、大家畜・養豚経営に係る既往借入金の毎年の約定償還金（元本及び利息に限る。）のうち償還が困難なもの（令和9年度においては、必要な限度において借換対象資金の残高借換が可能）及び経営継承資金（以下「継承資金」という。）の借入者は、円滑な経営継承を図るために大家畜・養豚経営に係る既往借入金残高について必要な限度の借換えに充てるものとする。

また、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「酪肉支援資金」という。）についても、同様に、大家畜経営に係る既往借入金の当初3年分の約定償還金（元本及び利息に限る。）に充てるものとする。

この場合、融資機関は、当該既往借入金の資金使途を明確にしておくことが肝要である。

- 2 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金は、証書化されていない営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定（以下「貸越勘定等」という。）は借換の対象にできない。

ただし、緊急的な改善が必要などやむを得ない場合、固定化部分として、貸越勘定等残高から家畜、飼料等の棚卸評価額を差し引いた部分について証書に書き替える等借入金とした場合に限り、借換対象とする。

このような貸付予定案件を把握した場合は、速やかに相談願いたい。

第3 融資機関

1 貸付対象者が、畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の借入申込みができる融資機関は1機関とする。

ただし、1貸付対象者が複数の融資機関に借入金残高がある場合には、当該借入金残高のあるそれぞれの融資機関に借入申込みを行っても差し支えないものとする。

この場合、貸付対象者は、畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の借入申込みを行う融資機関にそれぞれ借入申込書を提出するものとする。

(1-問1)

第4 経営改善計画

- 1 畜産リノベ資金における経営改善計画の見直しは、県団体の指導の下、(最終の資金借入に係る)計画作成年度の翌年から据置期間終了後5年が経過する年まで(以下「見直し期間」という。)の毎年度行うものとし、毎年度ごとに前年度の実績に基づき修正するとともに、従前の計画についても必要に応じ修正するものとする。

ただし、当該見直し期間は、経営改善計画の達成状況を踏まえ、畜産リノベ資金(大家畜)にあつては1年から25年まで、畜産リノベ資金(養豚)にあつては1年から15年まで変更できるものとし、見直し期間の終了に当たっては、次に掲げる事項その他都道府県知事等が設けた審査基準に合致することとして、都道府県知事等が承認するものとする。

ア 借入者の収支管理の実施が確認されていること

イ すべての農業負債の約定償還ができていないこと又は約定償還が確実に見込めること

- 2 経営改善計画(酪肉支援資金にあつては担い手経営改善計画)は、借入者、当該計画の作成指導助言に当たった融資機関(市町村等関係機関が計画作成指導助言に参加した場合は、当該関係機関を含む。)がそれぞれ1部を保管し、当該計画の早期確実な達成に役立たせること。

第5 貸付条件及び利子補給率

1 償還方法及び償還額

- (1) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の償還方法は、原則として元金を均等に償還することとなっているが、利子補給金計算事務を簡素化するため、1年度間の償還は1回とし、借入者との約定に係る償還期日(以下「約定償還日」という。)は、原則として毎貸付年度ごとの貸付応答日の前日とする。年度ごとの償還計画額は、貸付実行報告書に基づき別に公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)から通知することとする。

なお、年度ごとの均等償還額に千円未満の端数が生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算するものとする。

(2) 繰上償還があった場合のその後の償還額の取扱いは、その発生した日の翌日の貸付残高について、(1) に準じて処理するものとする。

なお、繰上償還を行う場合は、千円単位とするよう指導すること。

(2 - 問4, 5)

2 貸付利率と利子補給率に係る計算の例等

(1) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金を貸し付ける融資機関の貸付金利（以下「基準金利」という。）が年 2.95%である場合は、借入者の負担する利率（以下「末端負担利率」という。）年 1.70%以内で貸し付けされたときに、中央畜産会から年 1.01%を限度として利子補給を行うものとする（利子補給率については、基準金利から末端負担利率を減じた率に 125 分の 101 を乗じて得た率（小数点以下第 3 位を四捨五入）以内とされている。）。

即ち、基準金利年 2.95%と末端負担利率年 1.70%の差 1.25%から、中央畜産会の利子補給率年 1.01%を差し引いた 0.24%が融資機関等の地元負担（自助努力相当分）となる。

従って、基準金利年 2.95%から融資機関等の負担する 0.24%を差し引いた年 2.71%が利子補給金の交付の基礎となる利率である。

(2) 利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.35%未満の場合は、その利率から中央畜産会からの利子補給率年 1.05%を控除したものを末端負担利率とする。利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.35%未満であるにもかかわらず、末端負担利率が年 0.30%と約定されている場合は、年 0.30%から軽減すべき末端負担利率相当の率を中央畜産会からの利子補給率年 1.05%から減ずるものとする。

(例えば、利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.30%、中央畜産会からの利子補給率が年 1.05%の場合は、末端負担利率は年 0.25%となるが、末端負担利率を年 0.30%と約定している場合は、中央畜産会からの利子補給率はその差分の 0.05%を減じた年 1.00%となる。)

(3) 改善資金の特認により償還期間が 15 年(養豚経営 7 年)を超えるもの

(以下「特認」という。)、残高借換に係るもの及び継承資金並びに酪肉支援資金による償還期間が 25 年以内のもの、基準金利、末端負担利率及び利子補給率の運用に当たっても、上記 (1) 及び (2) により行うものとする。

(4) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金をもってその借入者が融資機関に有する制度資金以外の既往借入金の返済に充当する場合において、当該既往借入金の貸付利率が当該資金の利子補給金の交付の基礎となる利率年 1.35%より低いときは、借入者の負担軽減を図るために、当該融資機関は既往借入金の貸付利率以下の水準を適用するように努めるものとする。

- (5) 信用農業協同組合連合会等は、直接会員である農業協同組合の組合員（いわゆる孫会員）に融資する場合の畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の末端負担利率は、その孫会員の所在する地域の農協若しくは周辺の農協が適用している当該資金の末端負担利率を超えないよう配慮するものとする。

3 貸付方法

- (1) 貸付方法は、証書貸付とする。
- (2) 畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の借入申込書の様式については、各融資機関の特殊性もあり、統一するところまでは考えていないが、別紙様式例1又はこれに準ずる様式によることが望ましい。
- (3) 借用証書の様式は、各融資機関で通常使用されているもので差し支えないが、次の事項について配慮すること。
- ア 借用証書の余白に「大家畜・養豚特別支援資金又は酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の文字を表示し、他の貸付けと区別できるようにしておくこと。
- イ 借用証書は、借入者ごとに作成すること。
- ウ 約定利率は、次の（ア）又は（イ）のいずれかにより記載すること。
- （ア）利子補給金の交付の基礎となる利率（当該利子補給金の交付の基礎となる利率が2の（1）による融資機関等の負担による軽減後となる利率であり、融資機関等の負担のうち生産者団体等上乗せ利子補給がある場合は、その利率を合算した利率）を記載し、ただし書きとして「利子補給されるものは、年〇〇%とする。」と記載するほか、中央畜産会からの利子補給率、生産者団体等の上乗せ利子補給率及び融資機関の負担率をそれぞれ記載する。
- （注）ただし書きの年〇〇%（末端負担利率）には、〇〇%（大家畜・養豚特別支援資金の特認、残高借換及び継承資金又は酪農・肉用牛担い手緊急支援資金）にあっては〇〇%）以下の利率が記載されねばならないことに注意すること。
- （イ）末端負担利率（年利率）を記載し、ただし書きとして「ただし、利子補給されなくなったときは、年〇〇%とする。」と記載する。
- （注）末端負担利率は（ア）の（注）に同じ。
- (4) 据置期間は〇年〇月〇日までと明確に据置期間欄又は償還方法欄に記載すること。
- (5) 畜産特別資金（要綱別添1の別表1の資金をいう。以下同じ。）の借入者が利子補給期間中に、要綱及び畜産特別資金融通事業実施要領（平成25年2月27日付け24年発中畜第949-2号。以下「要領」という。）等に違反した等の場合は、引き続き利子補給の対象とすることができないこと

になっているので、融資機関は、借入者との借用証書の特約条項に次の例文又はこれに準じた内容を記載すること。

(例文)

「債務者及び保証人は、債務者が万一、畜産特別資金融通事業に係る要綱、要領等に違反した等の事由により、貴融資機関が公益社団法人中央畜産会からの利子補給を取り消されたときは、…その借入金の利率を年〇〇%に変更し、これによって生ずる利息の差額を貴融資機関が定める日までに支払うこと。」

(6) 事務的に借用証書の記載事項を訂正する場合、法的効力を失することがないように注意すること。

(7) 契約内容を変更する場合には、借用証書変更証書により処理すること。

第6 貸付実行

1 貸付実行が融資機関ごとにまちまちになることは、信農連等の利子補給金請求書の審査事務が煩雑となるので、関係者協議の上、各貸付ごとに貸付実行日を統一すること。

2 都道府県知事等により、承認された畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の借入計画額は、それを下回って貸し付ける場合を除き、当該借入計画額の変更はできない。

3 融資機関は、貸付実行に当たっては、直接既往借入金と相殺することなく、必ず個人の預金口座に振込むこととし、借入者に貸付けのあったことを周知させること。

なお、例外的に現金払いとせざるを得ない場合には、融資機関は借入者から領収したことを証する書面を徴し、支払いの事実を明らかにするとともに、速やかに既往借入金の償還に充当するように指導するものとする。

4 融資機関は、畜産リノベ資金及び酪肉支援資金の借入者が特別の事情がある場合を除き、未使用の状態で継続することのないよう指導するものとし、そのため、借入者及び借換え先と連携を密にして、3で振込んだ資金が極力、貸付実行日に既往借入金の償還に充てられるよう指導するものとする。

(2-問2)

第7 利子補給金の交付

1 利子補給契約の締結

- (1) 県内に、この事業を取扱う店舗を2以上有する融資機関にあっては、当該融資機関の本店（県内に本店のない場合は、代表となる支店）が中央畜産会との利子補給契約の相手方となるものとする。中央畜産会に提出する報告書及び利子補給金請求書の取扱い並びに関係書類の整備保管についても同様とする。

なお、農協の支所についても上記に準ずること。

- (2) 利子補給契約書には、収入印紙は必要としない。

ただし、要領の別紙様式第2号の1又は第2号の2によらない利子補給契約書にあっては、収入印紙を必要とすることもあるので留意すること。

(2-問1)

2 利子補給金の計算方法

- (1) 中央畜産会が、県、信農連等及び融資機関に対し、要領第1の3の(3)に基づき通知する利子補給額の計算は、当該融資機関における借入者の経営の種類及び貸付区分（「畜産リノベ資金の一般、特認、残高及び継承資金並びに酪肉支援資金」）ごとに貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- (2) 貸付平均残高とは、利子補給金計算期間中の貸付残高（延滞額は除く。）の総和を平年、閏年とも365日で除して得た額とする。

- (3) 貸付残高は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出する。

なお、約定償還日及び繰上償還日の当日の貸付残高は、償還前の残高とする。

- (4) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日に当たった場合、民法第142条の規定によれば、翌日償還でよいこととなっているが、利子補給金の計算は、これに影響されることなく約定償還日までとする。

(1-問3、2-問6、7、17)

- (5) なお、(3)に鑑み、繰上償還事由に該当することとなり、期限の利益を喪失した場合においても償還の有無にかかわらず、喪失した日の翌日から利子補給金の計算の対象から除外されることとなる。

したがって、融資機関が借入者に繰上償還請求等を行い期限の利益を喪失させた場合は、期限の利益喪失日を異動日とする第8の貸付実行状況等異動報告書を中央畜産会に提出することになる。

(2-問16)

3 利子補給金の請求時期

信農連等は、融資機関が中央畜産会に行う利子補給請求の時期について、県及び信農連等の事務の簡素化を図るため、県下の融資機関と協議する等して、毎年度一定時期に統一すること(具体的には、中央畜産会が定める利子補給金請求事務の手引きを参照)。

(1 - 問4、2 - 問8~12, 14, 18)

4 利子補給金の交付の停止(経営中止の場合)

(1) 畜産特別資金の借入者が利子補給期間中に経営を中止した場合は、

(2) の場合を除き、引き続き利子補給の対象とすることはできないので、融資機関は、借入者の経営中止時点を的確に把握し、要領第1の4の(3)のア、イ及びウに定める期日の翌日以降の利子補給金に係る請求を行わないようにすること。

(2) 経営主の事故、病気等の不測の事態の発生により経営を中止せざるを得なかった場合、作目を転換し経営安定を図ろうとする場合又は農地等を処分し借入金の償還に充当しようとする場合であって、やむを得ないと認められるときは、次のいずれか早い日までの利子補給金の交付を認めるものとする。

ア 営農に係る資産を最終処分した日

イ 酪農経営にあっては、生乳(搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営を含む。(以下「乳用種雌牛の販売」という。))の、肉用牛経営にあっては、肉用牛の最終出荷時点から1年を経過した日

ウ 養豚経営にあっては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷時点から1年を経過した日

(3) 融資機関は、経営中止した者について(2)を適用する場合、酪農経営にあっては、生乳(乳用種雌牛の販売を含む。)の、肉用牛経営にあっては、肉用牛の最終出荷後、また、養豚経営にあっては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷後、直ちに、別紙様式例2により利子補給継続確認申請書を信農連等経由のうえ県に提出し、確認を受けること。

なお、融資機関は、利子補給継続確認申請書を提出し確認を受けた借入者について、資産処分の状況を報告させる等により利子補給金の交付が停止となる時点を的確に把握するものとし、(2)の基準のいずれか早い日の到来後、直ちにその者の氏名及び利子補給金交付停止日等必要な事項を別紙様式例3により都道府県知事等及び信農連等に報告するものとする。

(4) 都道府県知事等は、利子補給金の交付が停止となる時点到来の報告を受けたときは、その都度利子補給継続確認申請書等の写しを添付のうえ、中央畜産会に通知するものとする。

- (5) (2) のアでいう営農に係る資産を最終処分した日とは、資産の最終の売買契約締結日とする。
- (6) (2) のイ及びウの日までに営農に係る資産処分ができなかった場合は、融資機関はその資産処分ができなかったことを説明できる書類を整備しておくものとする。

(2 - 問 13)

5 利子補給金の交付の停止（計画の承認取消）

- (1) 畜産特別資金の借入者が改善計画の承認後、要綱別添 1 の第 2 の 2 の (12)、第 3 の 2 の (11) 及び第 4 の 2 の (7) の規定により承認の取消しを受けた場合は、利子補給の対象とすることはできないので、融資機関は、承認取消認定日以降の利子補給金に係る請求を行わないようにすること。
- (2) 融資機関は、借入者の承認取消があった場合、その承認の取消しの理由が説明できる書類を整備しておくものとする。

(1 - 問 5、2 - 問 15)

第 8 貸付けの異動処理

1 異動事例の的確な把握

適正な利子補給事務を進めるためには、貸付実行後、約定償還以外の理由（対象外貸付の発生、任意の繰上償還、経営中止、計画の承認の取消しによる利子補給金の交付の停止及び期限の利益喪失）による貸付残高の異動を貸付対象者ごとに確実に把握することが必要である。融資機関は、担当部門間・本支店間の連携を密にして貸付対象者の経営状況、異動事例の的確な把握に努め、利子補給金の返還が発生することのないようにすること。

万一、異動事例の把握が遅れたため、発生後 1 年以上を経過した事例が生じた場合には、要領に基づく貸付実行状況等異動報告書に、その遅れた事由を添えて中央畜産会に提出すること。

2 融資機関の合併等

(1) 利子補給契約の承継

融資機関の合併に伴い、合併後の融資機関が合併前の融資機関と中央畜産会との間で締結していた利子補給契約を承継した時は、合併後の融資機関は異動処理の適正化を図るため、異動報告書の提出に当たっては、要領の別紙様式第 7 号の 1 又は第 7 号の 2 別添 1（入力 - 3）「資金貸付実行状況等異動表」、同別添 2 「合併に伴う利子補給契約の承継について（通

知)」、同別添 3「利子補給事業融資機関コード等変更入力票 1」、同別添 4「〇〇資金貸付対象者氏名の変更について」及び同別添 5「貸付対象者氏名変更入力票 1」を添付すること。

(2) 利子補給額の通知

融資機関の合併に伴い、合併後の融資機関に対し、中央畜産会が通知する利子補給額の計算は、合併後の融資機関の借入者が合併後の融資機関において貸付実行時から資金の貸付けを受けていたものとして第 7 の 2 の (1) に基づき計算する。

(2 - 問 23)

第 9 整備保管すべき証拠書類

融資機関は、次の証拠書類を利子補給事業の最終年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管するものとする。

- 1 利子補給契約書
- 2 借入申込書
- 3 県知事等の改善計画の承認に係る書面（承認の取消しがあった場合は、その書面。）の写し
- 4 貸付元帳（元帳の余白に「畜産特別資金の資金名」の表示を行うこと。）
- 5 個人口座へのこの資金の振込みに係る伝票又は現金払いをしたことを証する書面
- 6 利子補給金の請求及び受領に係る帳票類

(2 - 問 27)

第 10 その他

独立行政法人農畜産業振興機構の補助に係るこの事業は、国の補助金等と同じく補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 0179 号）の適用を受けることになっている。関係要綱、要領等の規定に従って厳正な事業実施を期すること。

(別紙様式例1)

〇〇資金借入申込書 (例)
(令和 年度)

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

住 所
氏 名

〇〇資金について、下記のとおり申込みます。

記

(単位：千円)

借入申込金額		最終償還時		令和 年 月 日	
元金の償還方法・時期		利息支払方法・時期			
		保証又は担保			
借入申込金額の内訳	〇〇資金による借換資金	改善資金		継承資金	
		約定償還額 ①	②のうち 償還不能額	借入金残高 ②	②のうち 借換額
	系統・その他資金				
	畜産特別資金				
	制度資金 (畜産特別資金を除く)				
	合計				

(別紙様式例 2)

令和 年 月 日

都道府県（知事） 殿
（信用農業協同組合連合会等経由）

所在地
融資機関名
代表者氏名

利子補給継続確認申請書

〇〇資金借入者で経営を中止した〇〇××について、下記のとおり申請
します。

記

借入者氏名	
経営を中止した日	
経営中止日の貸付残高	
留意事項第7の4の(2)の該当する事情	

(別紙様式例3)

令和 年 月 日

都道府県(知事) 殿
信用農業協同組合連合会(会長)等 殿

所在地
融資機関名
代表者氏名

利子補給金の交付停止日の到来について

畜産特別資金融通事業実施に当たっての留意事項第7の4の(2)を適用した〇〇資金借入者について、利子補給金の交付停止日が到来したので下記のとおり通知します。

記

1. 借入者氏名
2. 経営を中止した日 年 月 日
3. 利子補給金の交付を停止する日 年 月 日
4. 利子補給停止日前日の貸付残高

(単位：千円)

貸付年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
貸付残高					

5. 第7の4の(2)のアに該当する場合は最終処分の日 年 月 日

第7の4の(2)のイ又はウに該当する場合は、営農に係る資産を処分できなかった事情

(注) 記の5の年月日を証する売買契約書の「写」等の関係書類を添付すること。